

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (81) ..... 3
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (82) ..... 3
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (83) ..... 4
- 世田谷区女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則 (84) ..... 4
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (85) ..... 4
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (86) ..... 5
- 世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (87) ..... 5
- 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則 (88) ..... 5

### 訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (9) ..... 5
- 世田谷区支出負担行為手続規程の一部改正 (10) ..... 10
- 世田谷区事故及び争訟処理規程の一部改正 (11) ..... 10
- 世田谷区公文書管理規程の一部改正 (12) ..... 10
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (13) ..... 10
- 世田谷区統括保健師設置規程 (14) ..... 10
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正 (15) ..... 10
- 宿日直手当支給規程の一部改正 (16) ..... 11
- 世田谷区被服貸与規程の一部改正 (17) ..... 11
- 世田谷区災害等に対する職員の警戒待機に関する規程の廃止 (18) ..... 11
- 世田谷区建築物等保全規程の一部改正 (19) ..... 12
- 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館処務規程の廃止 (20) ..... 12
- 世田谷区道路監理員規程の一部改正 (21) ..... 12
- 世田谷区会計室事案決定手続規程の一部改正 (22) ..... 12
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (23) ..... 12

### 告 示

- 地方自治法施行令に基づく北沢総合支所庁内におけるリサイクル資

- 源の売払代金の徴収事務委託の告示 (286) ..... 12
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (287) ..... 12
- 地方自治法施行令に基づく玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (288) ..... 12
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (289) ..... 12
- 地方自治法施行令に基づく砧総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (290) ..... 12
- 世田谷区立地区会館条例に基づく自転車等駐車場の使用料の収納事務委託の告示 (291) ..... 12
- 地方自治法施行令に基づく烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (292) ..... 13
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (293) ..... 13
- 世田谷区立地区会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (294) ..... 13
- 地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示 (295) ..... 13
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (296) ..... 13
- 地方自治法施行令に基づく世田谷区区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (297) ..... 13
- 地方自治法施行令に基づく特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (298) ..... 13
- 地方自治法施行令に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (299) ..... 13
- 世田谷区特別区税条例に基づく特別区民税及び軽自動車税の収納事務委託の告示 (300) ..... 13
- 世田谷区立敬老会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (301) ..... 14
- 世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (302) ..... 14
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料並びに刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (303) ..... 14
- 世田谷区立世田谷文学館条例に基づく観覧料及び特別観覧料並びに刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (304) ..... 14
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (305) ..... 14
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (306) ..... 14
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例に基づく利用者登録料、利用者登録更新料及びキャン

- セル料の収納事務委託の告示 (307) ..... 14
- 世田谷区立区民センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (308) ..... 14
- 世田谷区手数料条例に基づく多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納事務委託の告示 (309) ..... 14
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (310) ..... 15
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (311) ..... 15
- 世田谷区立区民農園条例に基づく区民農園の使用料の収納事務委託の告示 (312) ..... 15
- 世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示 (313) ..... 15
- 地方自治法施行令に基づくエコプラザ用賀における物品の売払代金の収納事務委託の告示 (314) ..... 15
- 地方自治法施行令に基づく資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金の収納事務委託の告示 (315) ..... 15
- 地方自治法施行令に基づく金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納事務委託の告示 (316) ..... 15
- 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (317) ..... 15
- 世田谷区立保健センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (318) ..... 15
- 世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示 (319) ..... 15
- 世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示 (320) ..... 16
- 介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示 (321) ..... 16
- 世田谷区立障害者休養ホーム条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示 (322) ..... 16
- 世田谷区発達障害相談・療育センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (323) ..... 16
- 世田谷区立産後ケアセンター条例に基づく利用料の収納事務委託の告示 (324) ..... 16
- 世田谷区立青少年交流センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (325) ..... 16
- 地方自治法施行令に基づく世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (326) ..... 17
- 地方自治法施行令に基づく希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示

(327)……………17	告示(349)……………19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(378)………23
○狂犬病予防法に基づく注射済票の交付に係る手数料の収納事務委託の告示(328)……………17	○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(350)……………19	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(379)……………23
○世田谷区立多摩川玉堤広場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(329)……………17	○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(351)……………19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(380)………23
○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(330)……………17	○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(352)……………19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(381)………23
○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(331)……………17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(353)………20	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(382)……………23
○世田谷区立ミニS L条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(332) ……17	○建築基準法に基づく道路指定の告示(354)……………20	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(383)……………23
○世田谷区立公園条例に基づく駐車場の使用に係る使用料の収納事務委託の告示(333)……………17	○建築基準法に基づく道路指定の告示(355)……………20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(384)………23
○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(334)……………17	○建築基準法に基づく道路指定の告示(356)……………20	○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(385)……………23
○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(335)……………17	○建築基準法に基づく道路指定の告示(357)……………20	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(386)………23
○世田谷区自転車条例、世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例に基づく手数料の収納事務委託の告示(336)……………18	○建築基準法に基づく道路指定の告示(358)……………20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(387)………24
○世田谷区立教育センター条例に基づくプラネタリウム観覧料の収納事務委託の告示(337)……………18	○建築基準法に基づく道路指定の告示(359)……………21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(388)………24
○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(338)……………18	○建築基準法に基づく道路指定の告示(360)……………21	○建築基準法に基づく道路位置指定の告示(389)……………24
○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(339)……………18	○建築基準法に基づく道路指定の告示(361)……………21	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(390)………24
○子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示(340)………18	○建築基準法に基づく道路指定の告示(362)……………21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(391)………24
○世田谷区環境美化等に関する条例及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則に基づく雑草除去委託料の告示(341)……………18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(363)………21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(392)………24
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(342)……………18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(364)………21	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用廃止の告示(393)………24
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(343)……………18	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(365)………21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(394)………24
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(344)……………18	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(366)……………21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(395)………24
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(345)……………18	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(367)……………21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(396)……………25
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(346)……………18	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(368)……………22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(397)………25
○世田谷区清掃・リサイクル条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に基づく令和3年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画の告示(347)……………19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(369)………22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(398)………25
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(348)……………19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(370)………22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(399)……………25
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(349)……………19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(371)………22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(400)………25
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(372)………22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(401)……………25
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(373)………22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(402)……………25
	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示(374)……………22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(403)……………25
	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(375)……………22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(404)………25
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(376)……………22	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(377)………22	

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (405).....26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (406).....26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (407).....26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (408).....26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (409).....26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (410).....26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (411).....26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (412).....26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (413).....27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (414).....27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (415).....27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (416).....27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (417).....27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (418).....27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (419).....27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (420).....27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (421).....27
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (422).....27

**公 告**

- 予防接種法及び予防接種法施行令に基づく肺炎球菌予防接種実施の告示 (41).....28
- 予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の告示 (42).....28
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の告示 (43).....28
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了告示 (44).....28
- 都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の告示 (45).....28
- 都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の告示 (46).....28
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了告示 (47).....28
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了告示 (48).....28
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図

- 書縦覧等の告示 (49).....28
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の告示 (50).....29
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の告示 (51).....29

**訓 令 甲 (教)**

- 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正 (3).....29
- 世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正 (4).....30
- 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程の一部改正 (5).....30

**告 示 (教)**

- 世田谷区教育委員会公印規程の一部改正 (2).....30
- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (3).....30

**告 示 (農)**

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (4).....30

**告 示 (監)**

- 地方自治法に基づく令和2年度財政援助団体等監査の結果の報告の公表 (5).....30
- 地方自治法に基づく令和2年度工事監査の結果の報告の公表 (6).....61
- 住民監査請求に係る監査の結果の公表 (7).....66

**規 則**

次に掲げる規則を公布する。  
 令和3年4月16日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区規則第81号**

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第82号**

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和2年1月世田谷区規則第3号) の一部を次のように改正する。

別表有害物質等取扱業務手当の項及び防疫等業務手当の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則  
 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律施行規則 (平成12年9月世田谷区規則第127号) の一部を次のように改正する。

第1条の3中「第1号の2様式」を「第1号の3様式」に改め、同条を第1条の4とする。

第1条の2中「第1号様式」を「第1号の2様式」に改め、同条を第1条の3とする。

第1条の次に次の1条を加える。  
 (積極的疫学調査等命令書)

第1条の2 法第15条第8項 (法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) の規定により質問又は調査に応ずべきことの命令を行うとき、又は行ったときは、積極的疫学調査等命令書 (第1号様式) により通知しなければならない。

第2条中 [第1号の3様式] を「第1号の4様式」に改める。

第10条の3中「第37条の2第1項」を「第37条第1項 (法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 又は第37条の2第1項」に改める。

第12条中「第13号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。  
 (報告又は協力の要請)

第12条 法第44条の3第1項又は法第50条の2第1項の規定により報告又は協力の要請を行うとき、又は行ったときは、第13号様式の(1)による要請書により通知しなければならない。

2 法第44条の3第2項又は法第50条の2第2項の規定により報告又は協力の要請を行うとき、又は行ったときは、第13号様式の(2)による要請書により通知しなければならない。

第1号の3様式を第1号の4様式とし、第1号の2様式を第1号の3様式とし、第1号様式を第1号の2様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式省略

第4号様式中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という) の」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という) の」に、「(3) この勧告に従わない場合は、区長は、入院

「(3) の措置を行うことがあります。」を が

(4) 入院期間中に逃げた場合は、法第80条の規定あります。

この勧告に従わない場合は、区長は、入院定により、50万円以下の過料に処されるこ

の措置を行うことがあります。

と

に改める。



」  
 第5号様式裏面以外の部分中「感染症の

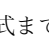
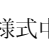
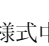

予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
 の」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）  
 の」に改め、同様式裏面を次のように改める。  
 様式省略  
 第6号様式中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
 の」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）  
 の」に、「(3)  
 この勧告に従わない場合は、区長は、入院の延長措置を行うことがあります。」を  
 (3) 入院期間中に逃げた場合は、法第80条  
 があります。  
 (4) この勧告に従わない場合は、区長は、  
 の規定により、50万円以下の過料に処され  
 入院の延長措置を行うことがあります。  
 ること  
 に改める。  
 」  
 第7号様式裏面を次のように改める。  
 様式省略  
 第9号様式の(1)裏面以外の部分中「(自  
 署又は記名押印)」を削り、




に改め、同様式裏面を次のように改める。  
 様式省略  
 第9号様式の(2)中「(自署又は記名押印)」  
 を削り、  
 性別  
 を  
 に改める。  
 第11号様式の(1)裏面以外の部分中「(自  
 署又は記名押印)」を削り、  
 性別  
 を  
 に改める。  
 第11号様式の(2)中「(自署又は記名押印)」  
 を削り、  
 性別  
 を  
 に改める。  
 第13号様式中「第12条関係」を「第13条  
 関係」に改め、同様式を第14号様式とし、

同様式の前に次の2様式を加える。  
 様式省略  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 次に掲げる規則を公布する。  
 令和3年4月30日  
 世田谷区長 保坂展人  
**世田谷区規則第83号**  
 世田谷区公印規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第84号**  
 世田谷区女性の職業生活における活躍の  
 推進に関する法律の施行に関する規則の  
 一部を改正する規則  
**世田谷区規則第85号**  
 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を  
 改正する規則  
**世田谷区規則第86号**  
 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等  
 利用給付認定並びに保育所等の利用調整  
 等に関する条例の施行等に関する規則の  
 一部を改正する規則  
**世田谷区規則第87号**  
 世田谷区風景づくり条例施行規則の一部  
 を改正する規則  
**世田谷区規則第88号**  
 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規  
 則の一部を改正する規則  
 世田谷区公印規則の一部を改正する  
 規則  
 世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷  
 区規則第4号）の一部を次のように改正す  
 る。  
 別表19の部中2の項を3の項とし、1の  
 項の次に次のように加える。

2	同	同	同	世田谷保健所健康推進課長
---	---	---	---	--------------

附 則  
 この規則は、令和3年5月17日から施行  
 する。  
 世田谷区女性の職業生活における活  
 躍の推進に関する法律の施行に関す  
 る規則の一部を改正する規則  
 世田谷区女性の職業生活における活躍の  
 推進に関する法律の施行に関する規則（平  
 成28年3月世田谷区規則第50号）の一部を  
 次のように改正する。  
 第1条中「第15条第1項」を「第19条第  
 1項」に改める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 世田谷区特別区税条例施行規則の一  
 部を改正する規則  
 世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40  
 年3月世田谷区規則第15号）の一部を次の  
 ように改正する。  
 第3号様式中「」を削る。  
 第5号様式中「」を削り、「世田谷

区長 殿」を「世田谷区長 あて」に改  
 める。  
 第5号の2様式及び第6号の2様式から  
 第6号の4様式までの規定中「」を削  
 る。  
 第6号の6様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第6号の7様式中「」を削る。  
 第6号の8様式及び第6号の9様式を次  
 のように改める。  
 様式省略  
 第6号の10様式中「」を削る。  
 第7号の3様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第7号の5様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第9号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第10号様式から第11号様式までの規定中  
 「」を削る。  
 第12号様式中「電 話」を「電話番号」

に、「殿」を「あて」に改め、「」を  
 削る。  
 第12号の3様式及び第12号の4様式中「  
」を削る。  
 第16号様式裏面以外の部分を次のように  
 改める。  
 様式省略  
 第16号の2様式裏面以外の部分を次のよ  
 うに改める。  
 様式省略  
 第25号の3様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第34号様式、第35号様式、第36号様式、  
 第38号様式及び第47号様式中「」を削  
 る。  
 附 則  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 ただし、第16号の2様式の改正規定は、  
 令和3年6月10日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による  
 改正前の世田谷区特別区税条例施行規則

<p>の規定に基づき作成された様式(第16号様式及び第16号の2様式を除く。)の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>第1号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式、第8号様式、第12号様式、第15号様式第1面、第16号様式、第18号様式第1面、第18号の2様式、第18号の3様式第1面、第18号の4様式から第18号の6様式まで、第22号様式裏面以外の部分及び第23号様式裏面以外の部分中「<b>印</b>」を削る。</p>	<p>第2条第1号の次に次の1号を加える。 (1)の2 技監 世田谷区技監設置規則(令和3年3月世田谷区規則第44号) 第2条に規定する技監をいう。 第9条第2項の表条例及び規則の制定及び改廃に関する事案の項、要綱、要領、契約書、協定書、覚書その他これらに類する文書(軽易なもの又は定例的なものを除く。)に関する事案の項及び専決処分に関する事案の項中「、財政担当部長」を削り、同表区の行政運営に係る基本的な方針及び計画の決定に関する事案の項中「、財政担当部長」を削り、「公共施設マネジメント推進課長」を「公共施設マネジメント課長」に、「公共施設マネジメント推進課の」を「公共施設マネジメント課の」に改め、同表大幅な事務改善に関する事案の項中「、財政担当部長」を削り、同条第5項の表以外の部分中「次長」を「技監、次長」に改め、同項の表区長及び副区長が決定する事案の項及び部長が決定する事案の項中「、部長」を「、技監、部長」に改める。 第11条第1項中「により起案する場合においては」を「による起案文書に」に改め、「記録する方式」の次に「(以下「電子決定方式」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。 ただし、世田谷区庁議規則(昭和54年8月世田谷区規則第47号)第1条に規定する庁議において審査され、及び決定された事案又は区政情報課長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。 (1) 起案者、決定関与者又は決定権者のいずれかが総合文書管理システムを容易に利用できる環境にないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、電子決定方式によることが困難な特別の事情があること。 別表3の部経営改革・官民連携担当課の款に次のように加える。</p>
<p>世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区風景づくり条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>第2条第1号の次に次の1号を加える。 (1)の2 技監 世田谷区技監設置規則(令和3年3月世田谷区規則第44号) 第2条に規定する技監をいう。 第9条第2項の表条例及び規則の制定及び改廃に関する事案の項、要綱、要領、契約書、協定書、覚書その他これらに類する文書(軽易なもの又は定例的なものを除く。)に関する事案の項及び専決処分に関する事案の項中「、財政担当部長」を削り、同表区の行政運営に係る基本的な方針及び計画の決定に関する事案の項中「、財政担当部長」を削り、「公共施設マネジメント推進課長」を「公共施設マネジメント課長」に、「公共施設マネジメント推進課の」を「公共施設マネジメント課の」に改め、同表大幅な事務改善に関する事案の項中「、財政担当部長」を削り、同条第5項の表以外の部分中「次長」を「技監、次長」に改め、同項の表区長及び副区長が決定する事案の項及び部長が決定する事案の項中「、部長」を「、技監、部長」に改める。 第11条第1項中「により起案する場合においては」を「による起案文書に」に改め、「記録する方式」の次に「(以下「電子決定方式」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。 ただし、世田谷区庁議規則(昭和54年8月世田谷区規則第47号)第1条に規定する庁議において審査され、及び決定された事案又は区政情報課長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。 (1) 起案者、決定関与者又は決定権者のいずれかが総合文書管理システムを容易に利用できる環境にないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、電子決定方式によることが困難な特別の事情があること。 別表3の部経営改革・官民連携担当課の款に次のように加える。</p>
<p>別表第2備考第2項第1号中「別表第1備考第1項第6号」を「別表第1備考第1項第5号」に改める。 別表第3備考第2項第2号中「別表第1備考第1項第7号」を「別表第1備考第1項第6号」に改める。 別表第5備考第3項中「前3項」を「前2項」に改める。</p>	<p>世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則(平成9年6月世田谷区規則第89号)の一部を次のように改正する。 第1号様式、第2号様式及び第5号様式中「<b>印</b>」を削る。</p>	<p>第11条第1項中「により起案する場合においては」を「による起案文書に」に改め、「記録する方式」の次に「(以下「電子決定方式」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。 ただし、世田谷区庁議規則(昭和54年8月世田谷区規則第47号)第1条に規定する庁議において審査され、及び決定された事案又は区政情報課長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。 (1) 起案者、決定関与者又は決定権者のいずれかが総合文書管理システムを容易に利用できる環境にないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、電子決定方式によることが困難な特別の事情があること。 別表3の部経営改革・官民連携担当課の款に次のように加える。</p>
<p>別表第5備考第3項中「前3項」を「前2項」に改める。 第1号様式、第2号様式及び第4号の4様式中「<b>印</b>」を削る。</p>	<p>附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>第11条第1項中「により起案する場合においては」を「による起案文書に」に改め、「記録する方式」の次に「(以下「電子決定方式」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。 ただし、世田谷区庁議規則(昭和54年8月世田谷区規則第47号)第1条に規定する庁議において審査され、及び決定された事案又は区政情報課長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。 (1) 起案者、決定関与者又は決定権者のいずれかが総合文書管理システムを容易に利用できる環境にないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、電子決定方式によることが困難な特別の事情があること。 別表3の部経営改革・官民連携担当課の款に次のように加える。</p>
<p>第13号様式第5面中「印」を削る。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>訓 令 甲 ◎世田谷区訓令甲第9号 庁 中 一 般 世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保 坂 展 人</p>	<p>第11条第1項中「により起案する場合においては」を「による起案文書に」に改め、「記録する方式」の次に「(以下「電子決定方式」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。 ただし、世田谷区庁議規則(昭和54年8月世田谷区規則第47号)第1条に規定する庁議において審査され、及び決定された事案又は区政情報課長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。 (1) 起案者、決定関与者又は決定権者のいずれかが総合文書管理システムを容易に利用できる環境にないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、電子決定方式によることが困難な特別の事情があること。 別表3の部経営改革・官民連携担当課の款に次のように加える。</p>
<p>世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区風景づくり条例施行規則(平成11年3月世田谷区規則第22号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>令和3年4月1日 世田谷区長 保 坂 展 人</p>	<p>別表3の部経営改革・官民連携担当課の款に次のように加える。</p>

2 ふるさと納税対策に関すること。	1 ふるさと納税対策の方針に関すること。	1 ふるさと納税対策の実施に関すること。	1 ふるさと納税対策に係る調整及び調査に関すること。
-------------------	----------------------	----------------------	----------------------------

別表3の部経営改革・官民連携担当課の款の次に次のように加える。

ICT推進課	1 情報化に係る計画に関すること。 2 情報システムの運営に関すること。		1 情報化の推進に関する計画を策定すること。	1 情報化の推進に関する計画の推進に関すること。 1 世田谷区情報システム推進委員会の運営に係る事項を定めること。 2 情報化適用申請の可否を決定し、及び通知すること。 3 情報システム導入等ガイドラインの策定及び見直しを行うこと。 4 システム評価に係る事項を定めること。	1 情報化の推進に関する計画の実施及び実施の支援に関すること。 1 世田谷区情報システム推進委員会の運営に係る事務を行うこと。 2 情報化適用申請について意見を述べ、又は案を提示すること。 3 情報化適用申請(定例的又は軽易なものに限る。)の可否を決定し、及び通知すること。 4 情報システム導入等ガイドラインに基づくシステム運用を支援すること。 5 システム評価の実施
--------	---	--	------------------------	---	--

	3 情報セキュリティ対策に関すること。		1 情報セキュリティポリシーの策定及び見直しを行うこと。	1 情報セキュリティポリシーに関する庁内組織を運営すること。	を支援すること。 1 情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策の実施及び実施の支援をすること。
--	---------------------	--	------------------------------	--------------------------------	--

別表3の部政策研究担当課の款中「政策研究担当課」を「政策研究・調査課」に改め、同款に次のように加える。

	3 国勢調査その他の基幹統計調査等に関すること。		1 国勢調査の実施に関する重要方針を策定すること。	1 国勢調査その他の基幹統計調査等を実施すること。 2 統計情報の収集、分析及び提供を行うこと。	1 国勢調査その他の基幹統計調査等に係る調整に関すること。
--	--------------------------	--	---------------------------	---	-------------------------------

別表3の部統計調査担当課の款を次のように改める。

財政課	1 予算に関すること。	1 予算編成の基本方針を策定すること。 2 予算原案を決定し、及び議会の議決に付すこと。 3 繰越計算書について報告すること。	1 予算執行に関する依命通達をすること。	1 基本方針に基づき事務処理方針を定め、及び通知すること。 2 予算説明書を作成すること。 3 議決を得た予算を報告し、及びその要領を公表すること。 4 繰越計算書を作成すること。 5 歳入予算所属決定通知を行うこと。 6 歳出予算の配当を行うこと。 7 科目を新設すること。 8 配当予算の費目の流用を部間で行うこと。 9 予備費の充用を行うこと。	
	2 財政報告に関すること。	1 財政状況の公表を行うこと。 2 決算を議会の認定に付すること。 3 主要な施策の成果を説明する書類等を提出すること。	1 決算等を監査委員の審査に付すること。	1 地方自治法等の規定に基づき予算及び決算に関する事項並びに地方債に関する事項を報告すること。 2 決算及びその認定に関する議決を報告し、及びその要領を公表すること。	
	3 都区財政調整に関すること。		1 基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付金の額の算定に用いる資料等を提出すること。		
	4 区債に関すること。	1 地方債の発行の同意等を申請すること。 2 地方債の発行及び資金の借入れを行うこと。	1 償還公告を行うこと。		

別表3の部ICT推進課の款を削り、同表3の2の部を次のように改める。

3の2 デジタル改革担当部専管事案

課名	件名	区長決定	副区長決定	部長決定	課長決定
デジタル改	1 デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。			1 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る計画の推進に関すること。	1 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る調整及び調査に関すること。

革担当課					
------	--	--	--	--	--

別表4の2の部を削り、同表5の部総務課の款5の項課長決定の欄を次のように改める。

- 1 車両置場の割当てを行うこと。
- 2 庁内案内事務を運営すること。

別表5の部総務課の款中8の項から10の項までを削り、11の項を8の項とし、12の項を9の項とする。

別表5の2の部を次のように改める。

5の2 庁舎整備担当部専管事案

課名	件名	区長決定	副区長決定	部長決定	課長決定
庁舎管理担当課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の庁舎の整備に関すること。</li> <li>2 庁舎の管理に関すること。</li> <li>3 電話に関すること。</li> <li>4 電気主任技術者等に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の庁舎の整備に係る計画を策定すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務室の割当てを行うこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議室の使用を許可すること。</li> <li>2 庁舎の維持管理に係る調査、照会、回答、報告等を行うこと。</li> <li>1 加入電話の加入申込み及び市内専用電話の架設申込みを行うこと。</li> <li>2 加入電話の移転手続を行うこと。</li> <li>3 構内交換設備に係る届出を行うこと。</li> <li>4 内線電話に係る工事命令を行うこと。</li> <li>5 加入電話の異動処理を行うこと。</li> <li>6 電話設備に係る調査、照会、回答、報告等を行うこと。</li> <li>1 電気主任技術者及びボイラー取扱主任を選任し、及び届出等をする事。</li> </ol>
庁舎建設担当課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁舎等整備工事に関すること。</li> <li>2 本庁舎等整備工事に係る施工に伴う手続に関する事。</li> <li>3 本庁舎等整備工事に係る監督員に関する事。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁舎等整備工事に係る設計のうち重要なものについて承認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁舎等整備工事に係る設計について承認すること。</li> <li>1 本庁舎等整備工事に係る施工に伴う認可申請及び届出を行うこと。</li> <li>1 本庁舎等整備工事に係る監督員の内申をする事。</li> </ol>

別表7の2の部施設営繕第一課の款1の項中「運営」を「保全」に改め、同款の前に次のように加える。

公共施設マネジメント課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の基準及び保全に関する事。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の基準及び保全のうち重要なものに関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の基準及び保全に関する事。</li> </ol>
-------------	---	--	--	---	---

別表7の2の部施設営繕第二課の款1の項中「設計」の次に「及び保全」を加え、同表8の部市民活動・生涯現役推進課の款5の項中「、老人休養ホームふじみ荘」を削り、同表10の部商業課の款3の項を削り、同表11の部保健医療福祉推進課の款に次のように加える。

	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための社会的検査に関する事。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための社会的検査の計画の策定等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための社会的検査を実施すること。</li> </ol>
--	--	--	--	---	--

				に関すること。	
<p>別表11の部国保・年金課の款中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から17の項までを1項ずつ繰り上げ、同表12の部高齢福祉課の款2の項を削り、同表13の項中「高齢者在宅復帰施設」を「高齢者一時生活援助施設」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項を同表3の項とし、同表13の3の部保育課の款を次のように改める。</p>					
保育課	<p>1 保育に係る計画に関すること。</p> <p>2 区立の保育所に関すること。</p> <p>3 区立の保育所の一時預かり事業及び病児・病後児保育事業に関すること。</p> <p>4 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。以下この項において同じ。）及び特定地域型保育事業等の認可に関すること。</p>	<p>1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の認可の決定をすること。</p>		<p>1 保育に係る計画を策定すること。</p> <p>1 区立の保育所の統括及び運営管理方針を決定すること。</p> <p>2 施設の利用基準を設定すること。</p> <p>1 区立の保育所の一時預かり事業及び病児・病後児保育事業の認定及び実施の決定、変更、廃止等を行うこと。</p>	<p>1 区立の保育所の統括及び運営管理をすること。</p> <p>1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の認可の内容変更等に関すること。</p>
<p>別表13の3の部保育計画・整備支援担当課の款を次のように改める。</p>					
保育運営整備支援課	<p>1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等に関すること。</p> <p>2 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時預かり事業に関すること。</p> <p>3 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。以下この項において同じ。）の整備等に関すること。</p> <p>4 私立の特定地域型保育事業の施設整備等に関すること。</p> <p>5 認証保育所の施設整備等に関すること。</p> <p>6 認可外保育施設の移行に伴う施設整備に関すること。</p>		<p>1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認、確認の変更、取消し等を決定すること。</p>	<p>1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の子どものための教育・保育給付を決定すること。</p> <p>1 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時預かり事業の認定及び実施の決定、変更、廃止等を行うこと。</p> <p>1 認証保育所の認定等に係る意見を述べること。</p>	<p>1 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業の認可の内容の変更、廃止、休止等に係る協議に関すること。</p> <p>1 私立の特定教育・保育施設の整備等に係る協議に関すること。</p> <p>1 私立の特定地域型保育事業の施設整備等に係る協議に関すること。</p> <p>1 認可外保育施設の移行に係る私立の特定教育・保育施設の整備等に係る協議に関すること。</p>
<p>別表15の部市街地整備課の款2の項及び3の項を次のように改める。</p>					
	<p>2 都市計画制限に関すること。</p>	<p>1 都市計画法（以下この項において「法」という。）第81条第2項の規定に基づく措置の執行及び公告をすること。</p>		<p>1 法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可、法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発行為に係る協議及び法第35条の2</p>	<p>1 法第35条の2第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理及び法第38条の規定に基づく開発行為の廃止届の受理に関すること。</p> <p>2 法第45条の規定に基づく開発許可の地位の承継に関すること。</p>



<p>3 宅地造成等の規制に関すること。</p>	<p>1 宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定について意見を提出すること。</p> <p>2 法第14条第5項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく措置の執行及び公告をすること。</p>		<p>第1項の規定に基づく開発行為の変更許可に関すること。</p> <p>2 法第36条第1項の規定に基づく工事完了届の受理、同条第2項の規定に基づく検査及び検査済証の交付並びに同条第3項の規定に基づく工事完了の公告に関すること。</p> <p>3 法第37条第1号の規定に基づく工事完了公告前における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認に関すること。</p> <p>4 法第81条第1項の規定に基づく必要な措置を命ずること。</p> <p>1 法第5条第1項の規定に基づく障害物の伐除又は土地の試掘等の許可をすること。</p> <p>2 法第8条第1項の規定に基づく宅地造成工事の許可、法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく宅地造成工事に係る協議及び法第12条第1項の規定に基づく宅地造成工事の変更許可に関すること。</p> <p>3 法第13条第1項の規定に基づく工事完了の検査及び同条第2項の規定に基づく検査済証の発行に関すること。</p> <p>4 法第14条第1項から第4項までの規定に基づく監督処分及び法第17条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関すること。</p> <p>5 法第16条第2項の規定に基づく勧告に関すること。</p> <p>6 法第19条の規定に基づく工事状況の報告徴取に関すること。</p>	<p>1 法第12条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>2 法第15条の規定に基づく届出の受理に関すること。</p>
<p>別表15の部建築調整課の款5の項中「第10条第3号」を「第10条第4号」に「第10条の3ただし書」を「第10条の3第2項第2号」に改め、建築審査課の款中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り上げ、同款7の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第33条」を「第38条」に、「第34条」を「第39条」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に、「第37条」を「第42条」に改め、同項を同款6の項とし、同部住宅管理課の款中14の項を15の項とし、1の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、同款に1の項として次のように加える。</p>				
<p>1 住宅政策に関する基本方針及び計画に関すること。</p>	<p>1 住宅政策に関する基本方針及び計画を策定すること。</p>			

別表15の部居住支援課の款1の項を次のように改める。

1 民間住宅に係る施策に関すること。	1 民間住宅に係る施策に関すること。
--------------------	--------------------

別表16の2の部土木計画調整課の款1の項部長決定の欄中第2号を第1号とする。

◎世田谷区訓令甲第10号

庁 中 一 般  
 総 合 支 所  
 児 童 相 談 所  
 保 健 所  
 出 張 所  
 事 業 所

世田谷区支出負担行為手続規程(昭和40年4月世田谷区訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第2項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」を「予定価格20,000,000円以上の契約」に改め、同項各号を削る。

別表第1中「第3条」を「第3条関係」に改め、同表7の項を削り、同表中8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表11の項中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、同項を同表10の項とし、同表12の項中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、同項を同表11の項とし、同表中13の項を12の項とし、14の項から22の項までを1項ずつ繰り上げ、同表23の項中イをアとし、ロをイとし、同項を同表22の項とし、同表中24の項を23の項とし、25の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

◎世田谷区訓令甲第11号

庁 中 一 般  
 総 合 支 所  
 児 童 相 談 所  
 保 健 所  
 出 張 所  
 事 業 所

世田谷区事故及び争訟処理規程(昭和62年11月世田谷区訓令甲第60号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第3項第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

◎世田谷区訓令甲第12号

庁 中 一 般  
 総 合 支 所  
 児 童 相 談 所  
 保 健 所  
 出 張 所  
 事 業 所

世田谷区公文書管理規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第10条第2項中「交付し、その受領印を徴するものとする」を「交付する」に改め、同条第3項中「明記し、取扱者の認印を押印する」を「明記する」に改める。

第11条第4項中「明記し、取扱者の認印を押印する」を「明記する」に改める。  
 第37条中「第33条及び第34条並びに前条」を「第33条、第34条及び前条」に改める。  
 別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。  
 別表第2中5の項を削り、6の項を5の項とする。  
 第3号様式中「受領印」を削る。

◎世田谷区訓令甲第13号

庁 中 一 般  
 世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷区訓令甲第41号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第1条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表分析班の項中「副班長 財政担当部 納税・財源

副参事(ふるさと 対策担当)」を削り、同表財政班の

項中「財政担当部長」を「政策経営部財政課長」に、「財政担当部財政課」を「政策経営部財政課」に改め、同表特別定額給付金班の項中「特別定額給付金班」を「特別定額給付金債権管理班」に、「特別定額給付金担当部長」を「交流推進担当部長」に、「副班長 特別定額給付金担当部特別定額給付金担当課長」を「副班長 交流推進担当部交流推進担当課長」に、「特別定額給付金担当部 特別定額給付金担当課」を交流推進担当

部政策企画課

進担当部交流推

課」に改め、同表住民接種班

の項中「班長 世田谷保健所長」を「班長 住民接種担当部長」に、「副班長 保健

福祉政策部次長」を「副班長 保健福祉政

策部次長」に改め、「玉川総合支所地域施

所長」に改め、整備担当課

「烏山総合支所保健福祉

センター子ども家庭支

援課」を削り、センター子ども家庭支

援課」を削り、センター子ども家庭支

援課」を削り、センター子ども家庭支

援課」を削り、センター子ども家庭支

援課」を削り、センター子ども家庭支

整備担当課」に改め、同表総務物資班(事務局)の項中「副班長 総務部総務課長」を副班長

総務部総務課長

庁舎整備担当部庁舎管理担当 に、「総務課長

部総務課」を 庁舎整備担当部庁舎管

理担当課」に改める。

◎世田谷区訓令甲第14号

庁 中 一 般  
 総 合 支 所  
 児 童 相 談 所  
 保 健 所

世田谷区統括保健師設置規程を次のように定める。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区統括保健師設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、保健師が処理する業務を組織横断的に調整し、人材育成を含む技術的かつ専門的な側面から効果的かつ効率的な支援を図るために設置する統括保健師について、必要な事項を定めるものとする。

(指名)

第2条 区長は、保健師のうち、職員の職名に関する規則の施行に関する規程(昭和46年4月世田谷区訓令甲第6号)第2条第1項に規定する参事又は同条第3項に規定する副参事の職層にあるものうちから1名を、統括保健師として指名する。

(担任事務)

第3条 統括保健師の担任事務は、次のとおりとする。

(1) 複数の部又は課に係る保健師の業務について、当該部又は課の間の連絡調整及び情報共有を行うこと。

(2) 保健師に対し、技術的な指導を行うこと。

(3) 研修その他の保健師の人材育成に係る企画及び立案をし、これらを実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事務を行うこと。

2 統括保健師は、前項各号に掲げる担任事務を処理するに当たっては、上司の指揮監督を受けるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、統括保健師に関し必要な事項は、別に定める。

◎世田谷区訓令甲第15号

<p>庁 中 一 般                  総 合 支 所                  児 童 相 談 所                  保 健 張 所                  出 業 業 所                  事 業 所</p> <p>職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年4月世田谷区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>別表児童館の部新BOP（桜小新BOP、玉川小新BOP、喜多見小新BOP、千歳台小新BOP及び下北沢小新BOPを除く。）に従事する職員のうち「（桜小新BOP、玉川小新BOP、喜多見小新BOP、千歳台小新BOP及び下北沢小新BOPを除く。）」を削り、同部桜小新BOP、玉川小新BOP、喜多見小新BOP、千歳台小新BOP及び下北沢小新BOPに従事する職員の項を削り、同表青少年交流センター池之上青少年会館の部を削る。</p>	<p>◎世田谷区訓令甲第16号</p> <p>庁 中 一 般                  総 合 支 所                  児 童 相 談 所                  保 健 張 所                  事 業 業 所</p> <p>宿日直手当支給規程（昭和43年4月世田谷区訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">6,000円</td> <td style="width: 10%;">8,100</td> </tr> <tr> <td>第2条の表中</td> <td>3,000円</td> <td>4,050</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">5,900円</td> <td style="width: 10%;">8,000円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>2,950円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>		6,000円	8,100	第2条の表中	3,000円	4,050	円	5,900円	8,000円	円	2,950円	4,000円	<p>改め、同表災害等警戒待機宿日直の部を削る。</p> <p>附 則                  この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和3年4月1日から始まる宿日直勤務から適用する。</p> <p>◎世田谷区訓令甲第17号</p> <p>庁 中 一 般                  総 合 支 所                  児 童 相 談 所                  保 健 張 所                  出 業 業 所</p> <p>世田谷区被服貸与規程（昭和55年4月世田谷区訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>別表A型（特殊型）の部8の款に次のように加える。</p>
	6,000円	8,100												
第2条の表中	3,000円	4,050												
円	5,900円	8,000円												
円	2,950円	4,000円												

2	一時保護所において看護師として児童の看護の業務に従事する者	医務服上下 運動靴 防寒着上（防寒上衣） エプロン	3年 2足1年 5年 2枚2年	
---	-------------------------------	------------------------------------	--------------------------	--

別表C型（現場型）の部2の款1の項中「2着3年」を「3年」に、「2年」を「3年」に、「3足1年」を「2足1年」に改め、「2年」「3年」「5年」を「3年」「6年」「6年」に改め、同表に次のように加える。

4	一時保護所において児童の指導の業務に従事する者	夏運動着上 エプロン 防寒着上（防寒上衣） 運動靴 作業服下	2着1年 2年 5年 2足1年 2着1年	
---	-------------------------	--	----------------------------------	--

別表C型（現場型）の部3の款に次のように加える。

6	一時保護所において栄養士としての業務に従事する者	白衣 ゴム前掛け 給食帽 エプロン 運動靴 調理靴	4着1年 1年 2枚1年 2枚2年 2足1年 1年	
---	--------------------------	--	--	--

別表C型（特殊型）の部に次のように加える。

6	1	一時保護所において児童の心理検査等の業務に従事する者	夏運動着上 防寒着上（防寒上衣） 運動靴	2着1年 5年 2足1年	
---	---	----------------------------	----------------------------	--------------------	--

別表D型（作業型）の部2の款に次のように加える。

3	一時保護所において給食調理の業務に従事する者	白衣 ゴム前掛け 給食帽 エプロン 運動靴 調理靴	4着1年 1年 2枚1年 2枚2年 2足1年 1年	
---	------------------------	--	--	--

<p>◎世田谷区訓令甲第18号</p> <p>庁 中 一 般                  総 合 支 所                  児 童 相 談 所</p>	<p>保 健 所                  事 業 所</p> <p>世田谷区災害等に対する職員の警戒待機に関する規程（平成17年11月世田谷区訓令</p>	<p>甲第32号）は、廃止する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p>
--	--	--

世田谷区公報

◎世田谷区訓令甲第19号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区建築物等保全規程（平成12年12月世田谷区訓令甲第48号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第4条第1項中「施設営繕担当部施設営繕第一課長」を「施設営繕担当部公共施設マネジメント課長」に、「施設営繕第一課長」を「公共施設マネジメント課長」に改め、同条第2項中「施設営繕第一課長」を「公共施設マネジメント課長」に改める。

第5条及び第8条第2項中「施設営繕第一課長」を「公共施設マネジメント課長」に改める。

◎世田谷区訓令甲第20号

庁 中 一 般  
世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館処務規程（平成27年3月世田谷区訓令甲第3号）は、廃止する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区訓令甲第21号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
土 木 公 園 管 理 事 務 所

世田谷区道路監理員規程（昭和53年6月世田谷区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2号様式を次のように改める。  
様式省略

◎世田谷区訓令甲第22号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区会計室事案決定手続規程（平成19年3月世田谷区訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別表金銭会計の部9の項会計管理者決定の欄第2号及び同項会計課長決定の欄第2号を削る。

◎世田谷区訓令甲第23号

庁 中 一 般

世田谷区勤務訓令（令和2年4月世田谷区訓令甲第41号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月9日

世田谷区長 保坂展人

別表分析班の項を次のように改める。

分析班	班長 世田谷保健所副所長 副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者	政策経営部政策企画課 政策経営部広報広聴課 危機管理部災害対策課 世田谷保健所地域保健課
副班長	政策経営部政策企画課長	
副班長	危機管理部災害対策課長	
副班長	保健福祉政策部保健福祉政策課長	
副班長	世田谷保健所地域保健課長	

告 示

◎世田谷区告示第286号

北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託した相手方
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第287号

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託した相手方
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 委託する施設及び委託期間
  - 施設名 世田谷区立玉川総合支所駐車場
  - 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第288号

玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり

委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託した相手方
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第289号

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託した相手方
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 委託する施設及び委託期間
  - 施設名 世田谷区立砧総合支所駐車場
  - 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第290号

砧総合支所庁内リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託した相手方
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第291号

世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託した相手方
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

<p>2 委託対象の施設及び委託期間                  (1) 施設名 世田谷区立喜多見東地区会館自転車等駐車場                  (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>月31日まで</p>	<p>議会                  (2) 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号</p> <p>2 委託期間                  令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第292号                  烏山総合支所庁内リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合                  (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階</p> <p>2 委託期間                  令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第295号                  寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社トラストバンク                  (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号</p> <p>2 委託期間                  令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第299号                  庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社江栄                  (2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号</p> <p>2 委託期間                  令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第293号                  世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社                  (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間                  (1) 施設名 世田谷区立烏山区民会館                  (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第296号                  世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託するので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社ジンダイ東京本社                  (2) 所在地 東京都世田谷区上北沢五丁目45番10号</p> <p>2 委託する施設及び委託期間                  (1) 施設名 世田谷区立世田谷区役所駐車場                  (2) 委託期間 令和3年4月1日から同年5月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第300号                  世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)第9条に規定する特別区民税及び第37条第1項に規定する軽自動車税(種別割)の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づき、次のように委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ                  所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン                  所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(3) 名称 株式会社ローソン                  所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(4) 名称 株式会社ファミリーマート                  所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(5) 名称 山崎製パン株式会社                  所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(6) 名称 ミニストップ株式会社                  所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(7) 名称 国分グローサリーズチェーン株式会社                  所在地 東京都中央区日本橋一丁目1番1号</p> <p>(8) 名称 株式会社ポプラ                  所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>(9) 名称 株式会社しんきん情報サービス                  所在地 東京都港区港南一丁目8</p>
<p>◎世田谷区告示第294号                  世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社メタップスペイメント                  (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階</p> <p>2 委託施設                  世田谷区立地区会館条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立地区会館の施設(自転車等駐輪場を除く。)</p> <p>3 委託期間                  令和3年4月1日から令和4年3</p>	<p>◎世田谷区告示第297号                  世田谷区政情報センター及び各総合支所政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社                  (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託期間                  令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	
	<p>◎世田谷区告示第298号                  特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。                  令和3年4月1日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方                  (1) 名称 公益財団法人特別区協</p>	

<p>番27号</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託施設 (1) 世田谷区立世田谷美術館 (2) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館 (3) 世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー (4) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館</p> <p>3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>(1) 名称 株式会社メタップスペイメント</p> <p>(2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階</p> <p>2 委託施設 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設(セミナールーム及びワークショップ室の施設使用料に限る。)</p> <p>3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第301号</p> <p>世田谷区立敬老会館条例(平成9年3月世田谷区条例第26号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階</p> <p>2 委託施設 世田谷区立敬老会館条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立敬老会館の施設</p> <p>3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第304号</p> <p>世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料並びに刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託施設 世田谷区立世田谷文学館</p> <p>3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第307号</p> <p>世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第3項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第302号</p> <p>世田谷区立健康増進・交流施設条例(平成24年3月世田谷区条例第8号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階</p> <p>2 委託施設 世田谷区立健康増進・交流施設条例第3条に規定する世田谷区立健康増進・交流施設の施設(会議室に限る。)</p> <p>3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第305号</p> <p>世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託施設 世田谷区立世田谷文化生活情報センター(附帯設備使用料に限る。)</p> <p>3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第308号</p> <p>世田谷区立区民センター条例(昭和47年12月世田谷区条例第44号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第303号</p> <p>世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料並びに刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団</p>	<p>◎世田谷区告示第306号</p> <p>世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p>	<p>◎世田谷区告示第309号</p> <p>世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)第2条及び第3条第2項に規定する多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和3年4月1日</p>

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 地方公共団体情報システム機構  
 (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地  
 2 委託期間  
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第310号  
 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団  
 (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号  
 2 委託対象の施設及び委託期間  
 (1) 施設名 世田谷区立尾山台地域体育館  
 (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第311号  
 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 株式会社メタップスペースメント  
 (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階  
 2 委託施設  
 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例別表第2に規定する世田谷区立地域体育館の施設(体育館に限る。)及び世田谷区立地区体育室の施設(体育室・会議室に限る。)  
 3 委託期間  
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第312号  
 世田谷区立区民農園条例(平成5年11月世田谷区条例第56号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 株式会社世田谷サービ

ス公社  
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号  
 2 委託施設 世田谷区立区民農園  
 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第313号  
 世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方 別紙のとおり  
 2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
 別紙省略

◎世田谷区告示第314号  
 エコプラザ用賀における物品の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 アクティオ株式会社  
 (2) 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階  
 2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第315号  
 資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合  
 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階  
 2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第316号  
 金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納の事務につい

ては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 株式会社要興業  
 (2) 所在地 東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル  
 2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第317号  
 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社  
 (2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3  
 2 委託施設 世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設(区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。)  
 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第318号  
 世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第4条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方  
 (1) 名称 公益財団法人世田谷区保健センター  
 (2) 所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番10号  
 2 委託対象の施設及び委託期間  
 (1) 施設名 世田谷区立保健センター  
 (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第319号  
 世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の徴収事務について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、次のように委託したので告示する。  
 令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人  
 1 委託した相手方

世田谷区公報

<p>(1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(7) 名称 国分グローサーズチェーン株式会社 所在地 東京都中央区日本橋一丁目1番1号</p> <p>(8) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>(9) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(7) 名称 国分グローサーズチェーン株式会社 所在地 東京都中央区日本橋一丁目1番1号</p> <p>(8) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>(9) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示321号 介護保険法（平成9年法律第123号）第131条に規定する保険料の収納の事務については、同法第144条の2の規定に基づき、次のとおり委託したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8 (3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 (4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号 (5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 (7) 名称 国分グローサーズチェーン株式会社 所在地 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 (8) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 (9) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p>	<p>世田谷区立障害者休養ホーム条例（昭和45年7月世田谷区条例第25号）第11条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間 (1) 施設名 世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘 (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示第323号 世田谷区発達障害相談・療育センター条例（平成20年12月世田谷区条例第71号）第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 社会福祉法人トボスの会 (2) 所在地 東京都足立区興野二丁目18番12号</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間 (1) 施設名 世田谷区発達障害相談・療育センター (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第320号 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）第14条に規定する保険料の徴収の事務については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、次のように委託したので告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8 (3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 (4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号 (5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (6) 名称 ミニストップ株式会社</p>	<p>(5) 名称 株式会社ポプラ 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(6) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(7) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(8) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(9) 名称 国分グローサーズチェーン株式会社 所在地 東京都中央区日本橋一丁目1番1号</p> <p>(10) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>(11) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示第322号</p>	<p>◎世田谷区告示第324号 世田谷区立産後ケアセンター条例（平成29年10月世田谷区条例第45号）第13条に規定する利用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 公益社団法人日本助産師会 (2) 所在地 東京都台東区鳥越二丁目12番2号</p> <p>2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示第325号 世田谷区立青少年交流センター条例（平成26年12月世田谷区条例第55号）第13条第3項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和3年4月1日</p>



世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 公益財団法人児童育成協会

(2) 所在地 東京都千代田区四番町2番地12四番町T Hビル6階

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立野毛青少年交流センター

(2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第326号

世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 有限会社松本商店
- (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第327号

希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 有限会社松本商店
- (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第328号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部
- (2) 所在地 東京都世田谷区砧二丁目12番4号

2 委託期間

令和3年4月1日から同年7月26日まで

◎世田谷区告示第329号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例(昭和53年11月世田谷区条例第44号)第3条に規定

する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 多摩川緑地広場管理公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 施設名 世田谷区立多摩川玉堤広場
- (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第330号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
- (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十番ビル3階

2 委託施設

世田谷区立公園条例第3条各号に規定する公園施設(軟式野球場、軟式少年野球場、庭球場、和室及び茶室に限る。)

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第331号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立世田谷公園、世田谷区立こどものひろば公園、世田谷区立世田谷公園洋弓場及び世田谷区立世田谷公園駐車場

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第332号

世田谷区立ミニS L条例(昭和57年3月世田谷区条例第27号)第2条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立ミニS L

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第333号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、駐車場の使用に係る使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立羽根木公園

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第334号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立玉川野毛町公園

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第335号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項

の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立次大夫堀公園駐車場

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第336号

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第42条第1項に規定する費用、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第17条の7第1項に規定する手数料及び世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)第19条第1項に規定する手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 シンティ警備株式会社
- (2) 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第337号

世田谷区立教育センター条例(昭和63年3月世田谷区条例第24号)第8条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 施設名 世田谷区立教育センター
- (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第338号

世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 委託施設 世田谷区立学校施設使用条例第2条第6号から第9号までに規定する世田谷区立学校の施設及び世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号の規定により地域体育館として指定された体育館
- (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第339号

世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
- (2) 所在地 東京都港区三田一丁目4番1号住友不動産麻布十

1 雑草の除去に係る委託料の額

- (1) 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合  
草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり450円(消費税相当額を除く。)
- (2) 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合  
草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり350円(消費税相当額を除く。)

2 適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第342号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第343号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第344号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第

番ビル3階

2 委託施設

世田谷区立学校施設使用条例第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5項に規定する地域体育館及び世田谷区教育委員会が別に定める使用手続によることが適当と認められた施設を除く。)

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第340号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第341号

世田谷区環境美化等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第49号)第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第42号)第7条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第345号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。

令和3年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第346号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。

令和3年4月1日

<p>世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第347号 世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第25条の規定に基づき、令和3年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第348号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p>	<p>り告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第349号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第350号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項</p>	<p>の規定により別紙のとおり告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第351号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第352号 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。 令和3年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p>
--	--	---

本則の表家庭相談員の項の次に次のように加える。

世田谷総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課事務補助	月額	80,639円	16,127円	96,766円
---------------------------------	----	---------	---------	---------

本則の表不動産専門調査員の項を次のように改める。

不動産専門調査員	月額	194,250円	38,850円	233,100円
----------	----	----------	---------	----------

本則の表区史編さん資料調査員の項の次に次のように加える。

経済センサス活動調査事務補助	月額	71,152円	14,230円	85,382円
----------------	----	---------	---------	---------

本則の表国勢調査事務補助の項の次に次のように加える。

統計調査事務補助	月額	71,152円	14,230円	85,382円
----------	----	---------	---------	---------

本則の表図書館業務員(障害)の項を次のように改める。

図書館業務員(障害)	月額	85,382円から 86,331円までの額	17,076円から 17,266円までの額	102,458円から 103,597円までの額
------------	----	--------------------------	--------------------------	----------------------------

本則の表DV相談支援専門員の項を次のように改める。

DV相談支援専門員	月額	70,735円から 188,627円までの額	14,147円から 37,725円までの額	84,882円から 226,352円までの額
-----------	----	---------------------------	--------------------------	---------------------------

本則の表DV相談支援専門員の項の次に次のように加える。

犯罪被害者等支援相談嘱託員	月額	156,451円	31,290円	187,741円
---------------	----	----------	---------	----------

本則の表英語専門員の項の次に次のように加える。

環境技術嘱託員	月額	143,640円	28,728円	172,368円
---------	----	----------	---------	----------

本則の表消費生活相談員の項の次に次のように加える。

清掃・リサイクル部事業課事務補助	月額	60,479円	12,095円	72,574円
------------------	----	---------	---------	---------

本則の表介護保険認定調査員の項の次に次のように加える。

介護保険認定審査専門員	月額	144,937円	28,987円	173,924円
-------------	----	----------	---------	----------

本則の表介護保険課事務補助の項を次のように改める。

介護保険課事務補助	月額	56,921円から 108,151円までの額	11,384円から 21,630円までの額	68,305円から 129,781円までの額
-----------	----	---------------------------	--------------------------	---------------------------

本則の表障害福祉事務補助の項を次のように改める。

障害福祉事務補助	月額	31,623円	6,324円	37,947円
----------	----	---------	--------	---------

本則の表障害者チャレンジ雇用事務補助員の項を次のように改める。

障害者チャレンジ雇用事務補助	月額	56,921円から	11,384円から	68,305円から
----------------	----	-----------	-----------	-----------

員	75,895円までの額	15,179円までの額	91,074円までの額
---	-------------	-------------	-------------

本則の表青少年支援専門嘱託員の項を次のように改める。

青少年支援専門嘱託員	月額	137,604円から 169,359円までの額	27,520円から 33,871円までの額	165,124円から 203,230円までの額
------------	----	----------------------------	--------------------------	----------------------------

本則の表若者支援嘱託員の項を削り、同表保育補助員の項を次のように改める。

保育補助員	月額	8,867円から 94,259円までの額	1,773円から 18,851円までの額	10,640円から 113,110円までの額
-------	----	-------------------------	-------------------------	---------------------------

本則の表嘱託検査技師の項の次に次のように加える。

健康企画課事務補助	月額	56,921円	11,384円	68,305円
-----------	----	---------	---------	---------

本則の表乳児期家庭訪問事業事務補助の項を次のように改める。

乳児期家庭訪問事業事務補助	月額	56,921円	11,384円	68,305円
---------------	----	---------	---------	---------

本則の表衛生統計調査事務補助員の項の次に次のように加える。

マンション調査専門員	月額	150,640円	30,128円	180,768円
------------	----	----------	---------	----------

◎世田谷区告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区等々力三丁目74番10の内
- (2) 世田谷区等々力三丁目74番10の内

3 変更の区域

- (1) 延長 71.66メートル  
幅員 0.36メートル  
面積 26.03平方メートル
- (2) 面積 1.53平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年4月5日

◎世田谷区告示第354号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

第172号

2 指定年月日

令和3年4月2日

3 指定する道路の種類

都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路

4 指定する道路の区域

世田谷区大蔵六丁目41番18の内から1番42の内まで

5 指定する道路の延長

266.32メートル

6 指定する道路の幅員

4.00メートルから11.81メー

トルまで

◎世田谷区告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

第173号

2 指定年月日

令和3年4月2日

3 指定する道路の種類

都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路

4 指定する道路の区域

世田谷区宇奈根三丁目13番8の内から64番2の内まで

5 指定する道路の延長

391.64メートル

6 指定する道路の幅員

8.00メートルから8.17メートルまで

◎世田谷区告示第356号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

第174号

2 指定年月日

令和3年4月2日

3 指定する道路の種類

都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路

4 指定する道路の区域

世田谷区喜多見三丁目5011番19の内から4386番7の内

まで

5 指定する道路の延長 409.88メートル

6 指定する道路の幅員 10.00メートルから18.94メートルまで

◎世田谷区告示第357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

第175号

2 指定年月日

令和3年4月2日

3 指定する道路の種類

都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路

4 指定する道路の区域

世田谷区喜多見五丁目4384番1の内から2909番3まで

5 指定する道路の延長

168.39メートル

6 指定する道路の幅員

6.00メートルから16.33メートルまで

◎世田谷区告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

第176号

2 指定年月日

令和3年4月2日

3 指定する道路の種類

都市計画法（昭和43年法律第100号）に

4	指定する道路の区域	よる道路 世田谷区喜多見六丁目2657番17の内から2551番1の内まで
5	指定する道路の延長	260.61メートル
6	指定する道路の幅員	6.00メートルから8.00メートルまで

◎世田谷区告示第359号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第177号
- 2 指定年月日 令和3年4月2日
- 3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- 4 指定する道路の区域 世田谷区大蔵五丁目2822番1の内から喜多見六丁目2656番9の内まで
- 5 指定する道路の延長 244.95メートル
- 6 指定する道路の幅員 8.00メートル

◎世田谷区告示第360号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第178号
- 2 指定年月日 令和3年4月2日
- 3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- 4 指定する道路の区域 世田谷区大蔵五丁目5000番53の内から33番6の内まで
- 5 指定する道路の延長 106.86メートル
- 6 指定する道路の幅員 6.00メートルから8.95メートルまで

◎世田谷区告示第361号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第179号
- 2 指定年月日 令和3年4月2日
- 3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- 4 指定する道路の区域 世田谷区喜多見六丁目2550番5の内から2547番12の内まで
- 5 指定する道路の延長 27.70メートル
- 6 指定する道路の幅員 6.00メートル

◎世田谷区告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第180号
- 2 指定年月日 令和3年4月2日
- 3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- 4 指定する道路の区域 世田谷区喜多見六丁目2708番25の内から2699番4の内まで
- 5 指定する道路の延長 72.80メートル
- 6 指定する道路の幅員 6.00メートル

◎世田谷区告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 31-14
- 2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目444番34の内から444番36の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.56メートル  
幅員 0.14メートルから0.18メートルまで  
面積 1.55平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年4月7日

◎世田谷区告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上馬一丁目555番42の内から555番40の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.78メートル  
幅員 0.10メートルから0.28メートルまで  
面積 2.12平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年4月7日

◎世田谷区告示第365号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 23-D291-04
- 2 変更の区間 世田谷区桜丘一丁目2608番16の内から2608番15の内まで
- 3 変更の区域  
延長 6.02メートル  
幅員 0.21メートルから0.90メートルまで  
面積 2.20平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年4月8日

◎世田谷区告示第366号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
令和3年4月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1

2 供用開始の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目427番地  
先無番の内から432番3まで

3 供用開始の区域  
延長 99.03メートル  
幅員 1.38メートルから  
1.41メートルまで  
面積 140.42平方メートル

4 供用開始の期日  
令和3年4月16日

◎世田谷区告示第368号  
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
令和3年4月16日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第369号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月19日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目75番3の内

3 変更の区域  
延長 8.03メートル  
幅員 0.41メートルから  
0.49メートルまで  
面積 3.80平方メートル

4 供用開始の期日  
令和3年4月19日

◎世田谷区告示第370号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月19日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区鎌田二丁目212番8の内

3 変更の区域  
延長 10.82メートル  
幅員 0.16メートル  
面積 1.81平方メートル

4 供用開始の期日  
令和3年4月19日

◎世田谷区告示第371号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月19日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目208番12の内

3 変更の区域  
延長 7.86メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.10メートルまで  
面積 0.79平方メートル

4 供用開始の期日  
令和3年4月19日

◎世田谷区告示第372号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月19日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区等々力八丁目82番8の内から82番40の内まで

3 変更の区域  
延長 10.73メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.93平方メートル

4 供用開始の期日  
令和3年4月19日

◎世田谷区告示第373号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月20日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 30-15  
(2) 45-2  
(3) 45-2

2 変更の区間  
(1) 世田谷区弦巻二丁目136番20の内  
(2) 世田谷区弦巻二丁目136番20の内  
(3) 世田谷区弦巻二丁目136番90の内

3 変更の区域  
(1) 延長 0.71メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 0.12平方メートル  
(2) 延長 0.58メートル  
幅員 0.21メートル  
面積 0.12平方メートル  
(3) 延長 0.54メートル  
幅員 0.12メートルから

0.13メートルまで  
面積 0.07平方メートル

4 供用開始の期日  
令和3年4月20日

◎世田谷区告示第374号  
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。  
この関係図面は、令和3年4月22日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月22日  
世田谷区長 保坂展人

1 路線名  
特別区道

2 指定区間  
世田谷区喜多見五丁目8番先から  
世田谷区喜多見五丁目9番先まで

3 指定年月日  
令和3年4月22日

◎世田谷区告示第375号  
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路の路線を次のように廃止する。  
この関係図面は、令和3年4月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月22日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
41-G085

2 廃止する起終点  
世田谷区給田四丁目192番1地先無番から192番2地先無番まで

3 廃止の期日  
令和3年4月22日

◎世田谷区告示第376号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。  
令和3年4月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
デイサービスクローバー成城

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区祖師谷三丁目6番14号

3 事業者の名称  
株式会社ケアフィット

4 指定年月日  
令和3年5月1日

5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第377号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月26日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
32-18
- 2 変更の区間  
世田谷区下馬三丁目50番97の内
- 3 変更の区域  
延長 7.19メートル  
幅員 0.02メートル  
面積 0.17平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月26日

◎世田谷区告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷二丁目801番10地先無番
- 3 変更の区域  
延長 2.01メートル  
幅員 2.36メートル  
面積 4.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月26日

◎世田谷区告示第379号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G053
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区桜一丁目726番2地先無番から726番24地先無番まで  
(新) 世田谷区桜一丁目726番20地先無番から726番10地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年4月26日

◎世田谷区告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷一丁目57番5地先無番
- 3 変更の区域  
延長 17.21メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.18メートルまで  
面積 4.33平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-38
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋二丁目29番9地先無番
- 3 変更の区域  
延長 10.65メートル  
幅員 1.81メートル  
面積 19.31平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第382号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G122
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区船橋二丁目29番7地先無番から29番6地先無番まで  
(新) 世田谷区船橋二丁目29番19地先無番から29番6地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第383号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G122-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区船橋二丁目29番7地先無番から29番8地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 59-6  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区南烏山二丁目457番8の内  
(2) 世田谷区南烏山二丁目457番8の内
- 3 変更の区域  
(1) 面積 1.89平方メートル  
(2) 延長 13.27メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 8.35平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第385号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号  
第183号
- 2 指定取消年月日  
令和3年4月26日
- 3 指定取消する道路の種別  
道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 指定取消する道路の区域  
世田谷区野沢一丁目42番89から下馬三丁目55番33まで
- 5 指定取消する道路の延長  
23.20メートル
- 6 指定取消する道路の幅員  
7.93メートルから  
10.00メートルまで

◎世田谷区告示第386号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G067
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷一丁目207番23から207番18の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.37メートル  
幅員 0.80メートルから  
0.81メートルまで  
面積 7.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原一丁目60番10の内
- 3 変更の区域  
延長 8.99メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 5.69平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 39-30
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区羽根木二丁目1820番19から1820番17の内まで  
(2) 世田谷区羽根木二丁目1820番17の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 22.62メートル  
幅員 0.51メートルから  
0.63メートルまで  
面積 14.21平方メートル  
(2) 延長 10.39メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.21メートルまで

面積 1.93平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年4月27日

◎世田谷区告示第389号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
第2869号
- 2 指定年月日  
令和3年4月27日
- 3 指定の位置  
世田谷区船橋三丁目414番1の一部
- 4 道路の幅員  
4.00メートル
- 5 道路の延長  
21.48メートル
- 6 申請者氏名  
アグレ都市デザイン株式会社  
代表取締役 大林竜一

◎世田谷区告示第390号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D180-13
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目347番20の内
- 3 変更の区域  
延長 7.11メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
34-42
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目304番15
- 3 変更の区域  
延長 14.49メートル  
幅員 0.15メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.38平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山三丁目1214番3の内から1221番8の内まで
- 3 変更の区域  
延長 12.17メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 7.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第393号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
41-D367-01
- 2 変更により廃止する区間  
世田谷区北烏山三丁目1221番8の内
- 3 変更により廃止する区域  
延長 0.63メートル  
幅員 11.54メートル  
面積 6.84平方メートル
- 4 供用廃止の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
42-25
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山一丁目187番25の内
- 3 変更の区域  
延長 9.13メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.63平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次



のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区宇奈根一丁目429番4の内
- 3 変更の区域  
延長 13.69メートル  
幅員 0.31メートルから  
0.32メートルまで  
面積 4.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第396号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区宇奈根一丁目429番4の内
- 3 変更の区域  
延長 0.07メートル  
幅員 0.31メートル  
面積 0.02平方メートル

◎世田谷区告示第397号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜上水五丁目502番12の内  
(2) 世田谷区桜上水五丁目502番12の内  
(3) 世田谷区桜上水五丁目502番26の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 16.81メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.21メートルまで  
面積 3.34平方メートル  
(2) 面積 1.25平方メートル  
(3) 面積 2.65平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和3年4月28日

◎世田谷区告示第398号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 22-G169  
(2) 22-G169
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜上水五丁目502番26の内  
(2) 世田谷区桜上水五丁目502番28
- 3 変更の区域  
(1) 延長 8.51メートル  
幅員 1.09メートル  
面積 9.29平方メートル  
(2) 延長 10.90メートル  
幅員 1.09メートル  
面積 11.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第399号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-G169
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水五丁目502番26の内から502番27まで
- 3 変更の区域  
延長 1.99メートル  
幅員 1.09メートル  
面積 2.16平方メートル

◎世田谷区告示第400号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-D541-02
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋一丁目302番11の内
- 3 変更の区域  
延長 6.68メートル  
幅員 0.07メートルから

0.26メートルまで  
面積 1.59平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第401号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G072
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区上祖師谷二丁目428番地先無番から421番地先無番まで  
(新) 世田谷区上祖師谷二丁目428番地先無番から425番6地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第402号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の路線を次のように廃止する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G072
- 2 廃止する起終点  
世田谷区上祖師谷二丁目428番地先無番から425番6地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第403号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月28日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G072-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区上祖師谷二丁目426番6地先無番から426番10地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第404号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤一丁目255番4の内から246番49の内まで
- 3 変更の区域  
延長 33.94メートル  
幅員 0.14メートルから0.23メートルまで  
面積 6.85平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区代田五丁目711番43の内  
(2) 世田谷区代田五丁目711番32の内  
(3) 世田谷区代田五丁目711番32の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 3.15メートル  
幅員 0.30メートルから0.33メートルまで  
面積 1.02平方メートル  
(2) 延長 12.79メートル  
幅員 0.14メートルから0.24メートルまで  
面積 2.41平方メートル  
(3) 面積 1.60平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田五丁目711番43の内
- 3 変更の区域  
延長 0.06メートル  
幅員 0.30メートル

面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林五丁目663番6の内
- 3 変更の区域  
延長 18.94メートル  
幅員 0.61メートルから0.66メートルまで  
面積 11.44平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第408号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D560-03
- 2 変更の区間  
世田谷区若林五丁目663番6の内
- 3 変更の区域  
延長 12.07メートル  
幅員 0.58メートルから0.86メートルまで  
面積 8.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目382番12の内
- 3 変更の区域  
延長 7.24メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.26平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月28日

◎世田谷区告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田三丁目767番31から767番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.41メートル  
幅員 0.05メートルから0.22メートルまで  
面積 1.16平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第411号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D660-03
- 2 変更の区間  
世田谷区代田六丁目1051番95
- 3 変更の区域  
延長 14.42メートル  
幅員 0.59メートルから0.67メートルまで  
面積 9.13平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第412号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D458-08
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢二丁目70番18から70番16の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.15メートル  
幅員 0.64メートルから0.66メートルまで  
面積 6.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目689番2の内
- 3 変更の区域  
延長 3.66メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.20メートルまで  
面積 0.79平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第414号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D323-07
- 2 変更の区間  
世田谷区東玉川二丁目29番3
- 3 変更の区域  
延長 12.47メートル  
幅員 0.51メートルから  
0.63メートルまで  
面積 6.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目526番12の内
- 3 変更の区域  
延長 6.54メートル  
幅員 0.64メートルから  
0.70メートルまで  
面積 4.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
42-10
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目787番33
- 3 変更の区域  
延長 3.25メートル  
幅員 1.16メートルから  
1.17メートルまで  
面積 3.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区太子堂三丁目40番39  
(2) 世田谷区太子堂三丁目40番40
- 3 変更の区域  
(1) 延長 12.15メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 2.19平方メートル  
(2) 面積 0.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第418号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
45-D524-03
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見六丁目2758番14の内から2757番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 15.61メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.54メートルまで  
面積 4.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目341番12の内
- 3 変更の区域  
延長 6.06メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 3.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
57-7
- 2 変更の区間  
世田谷区桜一丁目676番28の内
- 3 変更の区域  
延長 10.37メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.87平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第421号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
41-G014
- 2 変更の区間  
世田谷区北鳥山一丁目1039番13の内
- 3 変更の区域  
延長 15.59メートル  
幅員 1.17メートルから  
1.19メートルまで  
面積 19.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年4月30日

◎世田谷区告示第422号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路に

ついて、次のとおり指定の変更をした。  
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
 令和3年4月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号	第2870号
2 指定変更年月日	令和3年4月28日
3 指定変更の位置	世田谷区南烏山二丁目491番1の一部
4 道路の幅員	0.00メートルから1.30メートルまで
5 道路の延長	16.89メートル
6 申請者氏名	佐藤 茂子 佐藤 賢治

公 告

◎世田谷区公告第41号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、肺炎球菌予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により公告する。  
 令和3年4月1日  
 世田谷区長 保坂展人

1 予防接種の種類	肺炎球菌予防接種
2 予防接種の対象者	別紙のとおり
3 予防接種を行う期間	別紙のとおり
4 予防接種を行う医師の氏名及び場所	別紙のとおり
5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項	別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第42号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。  
 令和3年4月1日  
 世田谷区長 保坂展人

1 予防接種の種類	別紙のとおり
2 予防接種の対象者	別紙のとおり
3 予防接種を行う期間	別紙のとおり
4 予防接種を行う医師の氏名及び場所	別紙のとおり
5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項	別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62

条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月5日  
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称	東京都計画法道路事業都市高速道路外郭環状線
2 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第44号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和3年4月5日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 岡本三丁目 359番8 359番9 359番10 359番11 359番12 359番13 359番14 359番15 359番16 359番17 359番18 359番19 359番20 359番21 359番22 359番23 359番24	東京都西東京市 東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕

◎世田谷区公告第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和3年4月7日  
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類	東京都計画法都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
2 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和3年4月7日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類	東京都計画法都市再開発の方針
2 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第47号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和3年4月7日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 千歳台二丁目 226番20 226番35 226番36 226番37 226番38 226番39 226番40 226番41 226番42 226番43	東京都杉並区 西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池信三

◎世田谷区公告第48号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和3年4月13日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 松原五丁目 430番65 431番2の一部 431番6 431番9 434番2	東京都世田谷区 赤堤一丁目14番5号 國分 裕之

◎世田谷区公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。  
 令和3年4月13日  
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称	東京都計画法公園事業世田谷第2・2・75号北烏山えのき公園
2 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

<p>3 施行者の名称 世田谷区</p> <p>4 事務所の所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号</p> <p>5 事業地の所在 収用の部分 世田谷区北烏山九丁目地内 使用の部分 なし</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第50号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。 令和3年4月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第93号深沢六丁目緑地</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p> <p>3 施行者の名称 世田谷区</p> <p>4 事務所の所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号</p> <p>5 事業地の所在</p>	<p>収用の部分 世田谷区深沢六丁目地内 使用の部分 なし</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第51号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。 令和3年4月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第100号南烏山二丁目緑地</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p> <p>3 施行者の名称 世田谷区</p> <p>4 事務所の所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号</p> <p>5 事業地の所在 収用の部分 世田谷区南烏山二丁目地内 使用の部分 なし</p>	<p>訓令甲(教)</p> <hr/> <p>◎世田谷区教育委員会訓令甲第3号 教育委員会事務局 世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。 令和3年4月1日 世田谷区教育委員会</p> <p>第1条中「幼児教育・保育推進担当課長及び」を削る。</p> <p>第4条の表課長の項中「幼児教育・保育推進担当課及び」を削る。</p> <p>第6条第5項の表委員会及び教育長が決定する事案の項中「教育総務部長」の次に「、教育監」を加え、同表教育総務部長が決定する事案の項中「教育政策部長」を「教育監、教育政策部長」に改め、同表教育政策部長が決定する事案の項及び生涯学習部長が決定する事案の項中「教育総務部長」の次に「、教育監」を加える。</p> <p>別表1の部14の項教育長決定の欄中「教育総務部長」の次に「、教育監」を加え、同表2の部教育総務課の款中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、同部幼児教育・保育推進担当課の款を削り、同表3の部教育指導課の款5の項課長決定の欄第2号中「都立教育研究所で」を「東京都教育委員会が」に改め、同款の次に次のように加える。</p>
---	--	---

教育ICT推進課	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。		
教育研究・研修課	1 教育課程に関すること。 2 教科領域等の指導に関すること。  3 教職員の研修に関すること。  4 教育に係る調査研究に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教育課程届を受理すること。 1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）  1 教職員の研修計画を策定すること。  1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。 1 研修を実施すること。 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。 1 調査研究を実施すること。

別表3の部教育相談・特別支援教育課の款中「教育相談・特別支援教育課」を「教育相談・支援課」に改め、同款に次のように加える。

	11 不登校特例校分教室に関すること。		1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。
--	---------------------	--	--------------------------------	--

別表3の部教育相談・特別支援教育課の款の次に次のように加える。

乳幼児教育・保育支援課	1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。	1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。 2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。	1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。 2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。 3 法第34条第9項の規定による通知をすること。 4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。	1 保育料の減免を決定すること。 1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。	1 入園又は退園を承認すること。
-------------	--	--	--	--	------------------

◎世田谷区教育委員会訓令第4号  
 教育委員会事務局  
 教育機関  
 世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年5月世田谷区教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
 令和3年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 別表学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。  
 教育参与 月額 357,000円

世田谷区幼稚園教職員服務監察規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
 令和3年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 第5条第2項中「幼児教育・保育推進担当課長」を「乳幼児教育・保育支援課長」に、「幼児教育・保育推進担当係長」を「乳幼児教育・保育支援担当係長」に改める。

部を次のように改正する。  
 令和3年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 別表2の部4の項中「幼児教育・保育推進担当課長」を「乳幼児教育・保育支援課長」に改める。

◎世田谷区教育委員会告示第3号  
 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
 令和3年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 本則の表学校警備嘱託員の項を次のように改める。

◎世田谷区教育委員会訓令第5号  
 教育委員会事務局  
 世田谷区立幼稚園

◎世田谷区教育委員会告示第2号  
 世田谷区教育委員会公印規程(平成4年3月世田谷区教育委員会告示第1号)の一

告 示 (教)

学校警備嘱託員	月額	87,114円から 127,910円までの額	17,422円から 25,582円までの額	104,536円から 153,492円までの額
---------	----	---------------------------	--------------------------	----------------------------

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第4号  
 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第9回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。  
 令和3年4月21日  
 世田谷区農業委員会会長  
 穴戸 幸 男  
 1 開催日時 令和3年4月28日(水)  
 午後3時00分  
 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第5委員会室  
 3 審議事項  
 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について  
 (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について  
 (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第5号  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定により実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 令和3年4月8日  
 世田谷区監査委員 萩原 賢一  
 同 中根 秀樹  
 同 山口 裕久  
 同 津上 仁志

2世監第110号  
令和3年3月31日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区 区 長 様

世田谷区監査委員 萩原賢一  
同 中根秀樹  
同 山口裕久  
同 津上仁志

令和2年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次とおり提出します。

なお、本監査に当たっては、阿部能章前監査委員は令和2年11月30日まで、中根秀樹監査委員は令和2年12月1日以降関与しました。

令和2年度  
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき、実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

令和2年度は次の11団体及び担当所管部を監査の対象とした。

(1) 出資、補助及び公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	出えん金	令和元年度補助金
公益財団法人 せたがや文化財団	生活文化政策部	8億円	12億9,363万円
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	高齢福祉部	500万円	1億7,230万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。  
注：対象とした公の施設については、(6)に記載した。

(2) 出資及び補助を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	出えん金	令和元年度補助金
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	経済産業部 交流推進担当部	5億円	3億7,331万円
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	都市整備政策部 みどり33推進 担当部	5億円	3億8,193万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

(3) 出資及び公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	出資金
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	生活文化政策部	3,000万円 (出資比率75%)

注：対象とした公の施設については、(6)に記載した。

(4) 補助及び公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	令和元年度補助金
公益財団法人 世田谷区シルバー人材センター	経済産業部	9,110万円

目次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象等	1
2 監査の範囲	3
3 実施期間	3
4 実施方法	3
5 着眼点	3
第2 監査の結果	6
1 総括意見	6
2 団体の別監査結果	9
公益財団法人せたがや文化財団	10
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	16
公益財団法人世田谷区産業振興公社	23
一般財団法人世田谷トラストまちづくり	28
株式会社世田谷川場ふるさと公社	34
公益財団法人世田谷区シルバー人材センター	39
社会福祉法人世田谷ボランティア協会	44
公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会	47
特定非営利活動法人せたがや子育てネット	49
株式会社共立	52
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	55



注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。  
注：対象とした公の施設については、(6)に記載した。

(5) 補助団体

監査対象団体	担当所管部	令和元年度補助金等 補助金 負担金
社会福祉法人 世田谷ボランティア協会	保健福祉政策部	8,315万円 79万円
公益社団法人 世田谷区私立幼稚園協会	子ども・若者部	8,473万円
特定非営利活動法人 せたがや子育てネット	子ども・若者部	3,257万円

注：補助金等の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

(6) 公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	監査対象 とした施設	担当 所管部	指定期間
公益財団法人 せたがや文化財団	世田谷美術館	生活文化 政策部	平成29年4月から 令和4年3月まで
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	高齢福祉部	平成29年4月から 令和3年3月まで
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	世田谷区民健康村 富士山ビレッジ・中 野ビレッジ	生活文化 政策部	平成29年4月から 令和4年3月まで
公益社団法人世田谷区 シルバー人材センター	レンタサイクルポ ート	土木部	平成28年4月から 令和3年3月まで
株式会社共立	玉川区民会館別館 「上野賀アートホ ール」	玉川総合 支所	平成28年4月から 令和3年3月まで
シダックス大新東ヒュー マンサービス株式会社	ひだまり友遊会館	生活文化 政策部	平成27年4月から 令和2年3月まで 令和4年4月から 令和7年3月まで

注：世田谷美術館は、世田谷美術館分館向井潤吉アトリウム館、世田谷美術館  
分館清川泰次記念ギャラリー及び世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館  
を含む。

注：レンタサイクルポートは、桜上水南、三軒茶屋北、三軒茶屋中央、成城

北第二、経堂駅前、桜新町、等々力の7施設

注：指定期間は、令和2年度財政援助団体等監査の範囲における指定管理者  
としての指定期間を記載した。

2 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他のの  
事務とした。

3 実施期間

監査は、令和2年10月から令和3年1月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行っ  
た。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事  
務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体  
及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人せたがや文化財団
- ② 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- ③ 公益財団法人世田谷区産業振興公社
- ④ 一般財団法人世田谷トラスとまちづくり
- ⑤ 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- ⑥ 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
- ⑦ 社会福祉法人世田谷ボランティア協会
- ⑧ 株式会社共立
- ⑨ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執  
行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 出資団体

(3) 公の施設の管理を行っている団体(以下「指定管理者」という。)の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

- ① 指定管理者
  - ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
  - イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
  - ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
  - エ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
  - オ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
  - カ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
  - キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
  - ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
  - ケ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。
- ② 担当所管部
  - ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
  - イ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
  - ウ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
  - エ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
  - オ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

出資や出えん(以下「出資等」という。)の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

- ① 団体
  - ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
  - イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。
  - ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。
  - エ 事業運営及び財政状況は良好か。
  - オ 会計経理及び財産管理は適切か。
- ② 担当所管部
  - ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
  - イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。
- (2) 補助団体
 

補助金等の対象となっている事業(以下「補助対象事業」という。)が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかを主眼として監査を実施した。

  - ① 団体
    - ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
    - イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
    - ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
    - エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
    - オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
  - ② 担当所管部
    - ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
    - イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
    - ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
    - エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和2年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、是正や改善を求めめる事項又は固有の課題等が認められた団体については、その旨を監査結果に記載した。

また、今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等について、次のとおり述べる。

(1) 外郭団体の経営について

出資団体をはじめとする外郭団体は、行政サービスを補完・支援する役割を担うだけではなく、様々な分野で専門性や独自のノウハウを蓄積しながら質の高い市民サービスを提供し、区の施策の充実・拡大の一翼を担っている。

一方、各外郭団体は、昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえ、それぞれの団体の役割や将来を見据えて、自立性を高め、より効率的・効果的な事業運営を行うことが求められている。

そうした中、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、各団体では区の方針等に基づき、施設の休館、サービスの休止や縮小、イベントの中止などの対応を余儀なくされた。そのため、利用者数の減少などによる大幅な減収が生じ、各団体の経営は、大変厳しい状況となっている。

このような状況においても、組織を挙げて、収支構造の見直しや創意工夫を凝らした事業の展開・再構築など、安定した事業継続や財政基盤の強化に向けて不断の経営努力をしている団体があつたことを評価する。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、区の財政の見直しは大変難しく、また、外郭団体においても、当分厳しい経営状況が続くものと思われる。しかしながら、このような苦境に直面している状況であればこそ、各団体においては、既存の枠組みにとらわれず、新しい発想による取組みなども視野に入れた積極的な事業展開が図られることを期待する。また、区の担当所管部は、これまでに以上に団体の事業運営に対してきめ細かな指導・調整に努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について

区の補助金は、地方自治法第23条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、公益上の必要性を認めた場合に限り、交付できるものである。また、補助金が区の公益であることに鑑み、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「補助金規則」という。)や各補助金交付要綱(以下「補助金要綱」

という。)等に則り、公正かつ有効に活用されることが求められる。そのため、補助金の交付に当たっては、適正な手続はもとより、常にその必要性、有効性等を検証することが必要である。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・区が交付した補助金の額が当該年度の補助事業に要した経費を超過していた。
- ・書面による区の承認を受けずに、補助事業等に要する経費の配分の変更が行われていた。
- ・実績報告書の添付資料として、補助対象経費に該当するか否かが不明確な書類が添付されていた。
- ・団体の会計帳簿上、補助事業としての明確な区分や表示がされていないため、補助事業に係る支出に該当するか否かが不明確であった。
- ・補助金を活用して購入した郵券が、使用されないうまま大量に保管されていた。

補助金の交付を行うに当たっては、地方自治法、関係条例、補助金規則及び補助金要綱等を、担当所管部の職員一人ひとりが改めて確認し、その内容を十分に理解した上で、法令等に則った適正な運用を行われたい。

なお、補助金の支払いは、補助事業完了後に実績報告に基づき確定した額をもって行うことが原則であり、補助事業の実施前に補助金を支払わなければ事業の運営に支障が生じる等、特に必要がある場合にのみ、世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)第86条に規定する概算払又は同規則第87条に規定する前金払の方法によることができる。特に、前金払で支出している場合は、実績報告によって補助金の活用状況をよく把握し、実績報告と相違する支出がなされていないか、詳細に確認すべきである。加えて、前金払による支払方法が適切であるか、また、その必要性について十分検証された

い。これまでの監査においても繰り返し述べてきたが、補助金の交付に当たっては、補助金要綱等に基づき補助目的に沿って補助事業が行われ、補助金が適正かつ有効に活用されているか、厳正な確認を行うことが必要である。担当所管部においては、組織としてのチェック体制を強化し、補助金交付事務を適切に執行されたい。また、各補助団体においても、補助事業の目的を踏まえ、適切かつ効果的な事業運営を行うとともに、その収支状況に関しても客観的かつ明確になるよう報告されたい。

また、担当所管部においては、長期間にわたり同一団体への補助を継続している場合は、前例踏襲により交付手続の形骸化や不適切な支出が固定化されることのないよう、十分に留意することが望まれる。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、民間事業者等が柔軟な発想や蓄積されたノウハウを活かした施設の管理運営を行うことにより、区民サービスの向上や経費の削減等を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するために創設された制度である。令和3年2月現在、指定管理者制度を導入している区の公の施設は190施設で、指定管理者の数は、区の外部団体も含めて38団体となっている。

指定管理者が公の施設の管理を行うに当たり、指定管理者としての利益を上げることが同制度の趣旨に沿っており、当然のことである。公の施設の設置者である区は、指定管理者による施設の管理運営状況だけでなく、経費節減に向けた運営努力の状況に加え、指定管理の業務に関する収支状況や利益の内容等を正確に把握し評価するとともに、適時適切な指導や調整を行うことが必要である。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・指定管理者から区へ提出された令和元年度事業報告書の収支結果の金額は、指定管理者の出納関係帳簿等を基にした額ではなく、指定管理者から提出された令和元年度事業計画書の収支計画と同じ額が記載されていた。
- ・公の施設の管理運営に関する基本協定書上の管理物件以外の場所に係る業務を指定管理者が行い、その経費については区の指定管理料が充てられていた。
- ・年度協定書に定められていない業務が行われ、業務完了後に、当該業務を仕様に追加するための年度協定書の変更が行われていた。
- ・利用料金の改定が、書面による変更の協議や承認を経ずに行われていた。
- ・基本協定書に基づき区が指定管理者に貸与している物品について、貸付物品等一覧が年度ごとに更新されず、物品と一覧が一致していなかった。
- ・年度協定書の仕様に誤記があったため、年度協定書の仕様と、指定管理者からの再委託の仕様及び実際に履行されている業務内容が一致していなかった。
- ・基本協定書において指定管理業務固有の金融機関口座を開設することが規定されているにもかかわらず開設されおらず、現金の取納及び補充のために、区外の団体の事業所との間で現金を持ち運んでいた。
- ・団体から担当所管部に提出されている指定管理業務の月次報告書において、業務実施日の記載漏れや実施回数の記載誤り等があった。

前述の最初の事例では、担当所管部は、指定管理の業務に関する収支状況等を正確に把握し、必要な指導・調整を行うことへの認識が不足していたため、事業計画書の収支計画と事業報告書の収支結果における数値が全く同額であることに疑問を持たないまま指定管理者から事業報告書等を受領し、報告内容を容認していた。これでは、指定管理業務における経費節減に向けた運営努力や事

業の実態について評価することは困難である。

なお、これまでの監査においても、今回のように収支計画と同額ではないものの、指定管理者から提出される収支報告書の収支差額が「0円」になっているものが散見された。しかし、通常、収入と全く同額の支出を行うことはほぼどの事情がない限りあり得ず、仮に、全く利益の上がない状況が続けば、当該指定管理者による施設管理業務の継続が不可能になることも考えられる。また、施設の収益性等が正確に把握できなため、次期指定管理者の選定の際に、区は指定管理料の積算が適切にできなくなること懸念される。

区の指定管理者制度の運用を統括する政策経営部においては、令和2年1月1日に策定した「指定管理者運用に係るガイドライン」も活用しながら、施設を所管する職員に対して指定管理者制度の趣旨について、財務面も含め十分に理解できるように取り組むとともに、また、本制度による効果を発揮できるよう、取り組まれた。

また、これまでの監査でも繰り返し述べているが、協定に基づき指定管理業務の履行に必要な手続は適正に誤りなく行われなければならない。担当所管部においては、協定書及び仕様書の作成に当たり、その内容を十分に確認し常に実態に即した明確な内容となるよう留意されたい。団体においては、協定書及び仕様書に基づき適正に管理運営業務を履行するとともに、正確な事業報告を提出されたい。さらに、担当所管部は、指定管理者から提出された事業報告書の内容が、協定書及び仕様書の内容と相違ないか、履行内容が適切かなどを十分に点検し、誤りや不備な点などがあれば、迅速な是正を求めるなど、適宜、指定管理者への指導・調整を行われたい。

2 団体の監査結果

令和2年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人せたがや文化財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の他の事務の執行に關し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年11月19日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷美術館(世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館、世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー及び世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館(以下「分館3館」という。))を含む。)の担当部署である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月17日、12月3日、15日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷美術館(分館3館を含む。)の担当部署である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月11日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人せたがや文化財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂四丁目1番1号

② 設立年月日

平成15年4月1日

(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与する。

④ 組織(令和2年9月30日現在)

理事会 11人(理事長1人、副理事長1人、常務理事3人、理事6人)

監事 2人

評議員会 11人

職員 134人(常勤91人、非常勤43人)

副理事長 1人

事務局 10人(うち常務理事兼務1人)

世田谷文化生活情報センター 66人(うち理事長兼務1人)

芸術監督 1人

音楽監督 1人

世田谷美術館 38人(うち常務理事兼務1人)

世田谷文学館 17人(うち常務理事兼務1人)

⑤ 主な事業内容

ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。

イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業  
区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開

催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するため教育普及事業を実施している。

ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業  
NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事業を実施している。

エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業  
海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流、市民間の姉妹都市交流などを支援する事業を実施している。

オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理運営  
区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。

カ 公益事業の推進に資するための物品及び飲食物の販売事業  
施設利用者へのサービス向上や文化振興及び区民の交流活動を支援するため、関連物品や飲食物の販売を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況(平成30年度決算状況)

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産の部		
(A) 経常収益計	2,542,690,934	2,526,725,574
(B) 経常費用計	2,554,409,467	2,464,819,486
(C) 当期経常増減額	△21,718,533	61,906,088
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	0	7,883
(E) 経常外費用計	2,231,487	70,878
(F) 当期経常外増減額	△2,231,487	△62,995
(D)-(E)		
(G) 他会計振替前当期一般正味財産増減額	△23,950,020	61,843,093
(C)+(F)		
(H) 法人税、都民税及び事業税	1,050,900	3,857,800

単位：円

(I) 当期一般正味財産増減額 (G)-(H)	△25,000,920	57,985,293
(J) 一般正味財産期首残高	746,092,002	688,106,709
(K) 一般正味財産期末残高 (I)+(J)	721,091,082	746,092,002
指定正味財産の部		
(L) 指定正味財産期首残高	800,000,000	800,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	800,000,000	800,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K)+(M)	1,521,091,082	1,546,092,002

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出入している。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人せたがや文化財団に対する補助金		
世田谷文化生活情報センター	938,423,772	370,867,000
世田谷文化生活情報センターの事業運営に係る経費		
世田谷美術館	180,696,210	112,610,000
世田谷美術館(分館3館を含む)の事業運営に係る経費		
世田谷文学館	110,685,958	72,316,000
世田谷文学館の事業運営に係る経費		
事務局	107,330,183	85,052,000
事務局の運営に係る経費		

単位：円

事業人件費	651,135,931	648,490,000
事業の実施に係る人件費		
臨時的な事業費	4,290,000	4,290,000
情報ガイド発行経費		
合計	1,992,562,054	1,293,625,000

③ 公の施設の管理  
 区は、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館（分館3館を含む。）及び世田谷文学館について、平成29年度から令和3年度まで、公益財団法人せたがや文化財団を指定管理者として指定している。  
 令和元年度の指定管理料は、合計4億9,226万5,100円となっている。そのうち、今回監査対象とした世田谷美術館（分館3館を含む。）の指定管理料は3億2,978万1,000円である。

世田谷美術館（分館3館を含む）の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	329,781,000	人件費	71,196,000
事業受託収入	14,090	施設維持管理経費	182,985,291
その他の収入	2,016,940	事業費	71,856,877
		事業受託事業費	14,090
合計	331,812,030	合計	326,051,258
		収支差額	5,760,772

公の施設の所在地	
施設名	所在地
世田谷美術館	世田谷区砧公園一丁目2番
世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	世田谷区弦巻二丁目5番1号
世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー	世田谷区成城二丁目2番17号
世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館	世田谷区奥沢五丁目38番13号

3 監査の結果  
 監査の結果、公益財団法人せたがや文化財団における事業運営、補助金及び監

査対象とした公の施設である世田谷美術館（分館3館を含む。）の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、公益財団法人せたがや文化財団は、コロナ禍においても、区民等が文化・芸術に触れたり、楽しむ機会を提供するとともに、今まで培ってきた文化・市民活動などによる人のつながりが途切れることのないよう、工夫を重ねている。今後も柔軟な発想と様々な手法を駆使することにより、魅力ある世田谷の文化芸術の振興に取り組みられることを期待する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査
実施日 令和3年1月15日
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団並びに同事業団及び今回監査対象とした公の施設である特別養護老人ホーム芦花ホームの担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月1日、4日、17日
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団並びに同事業団及び今回監査対象とした公の施設である特別養護老人ホーム芦花ホームの担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月10日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷一丁目23番2号

② 設立年月日

平成6年9月30日

③ 設立目的

保健福祉サービスが必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営をはじめ、訪問看護事業などの公益事業の実施を通し、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

④ 組織 (令和2年9月30日現在)

理事会 10人 (理事長1人、常務理事1人、理事8人)
監事 2人
評議員会 13人
調整役 1人
事務局 738人 (常勤343人、非常勤395人)
事務局長 (常務理事兼務) 1人
総務課 8人
経営企画課 9人
訪問サービス課 292人
在宅支援課 150人
芦花ホーム 116人
上北沢ホーム 152人
世田谷区福祉人材育成・研修センター 10人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業
(ア) 特別養護老人ホーム事業 (芦花ホーム、上北沢ホーム)
健全な環境の下で、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、利用者がある能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービス拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取組みを行っている。

(イ) 短期入所生活介護事業 (芦花ホームシヨートステイ、上北沢ホームシ



ヨーストステイ

在宅の要介護者がその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう、短期間の入所で介護や機能訓練のサービスを提供している。

(ウ) 地域包括支援センター事業 (あんしんすこやかセンター)

高齢者等が住み慣れた地域でいつまでもその人が望む生活を続けるために、介護予防への早期取組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者(児)や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター28箇所のうち、6箇所の運営を区から受託している。

(エ) 母子生活支援施設事業 (パルメゾン上北沢)

配偶者がいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護し、その自立を促進するために生活の支援等を行っている。

(オ) 世田谷区福祉人材育成・研修センター事業

区の福祉人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことを目的に、人材発掘・就労支援、各種研修等を実施する福祉人材育成・研修センターの運営を行っている。同センターは、令和2年4月から梅ヶ丘拠点(うめとびあ)内の世田谷区立保健医療福祉総合プラザに移転し、これまでの高齢・介護・障害福祉分野から、子ども・子育て、保健医療分野まで事業を拡充するとともに、福祉向上のための先駆的な取組みの調査・研究などの機能を加え、区の保健、医療及び福祉の推進に取り組んでいる。

イ 自主事業

(ア) 訪問介護事業 (ホームヘルパー派遣)

在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者(児)の居宅等にホームヘルパー等を派遣し、身体介護、生活(家事)援助、外出の支援等のサービスを提供している。

(イ) 通所介護事業 (デイ・ホーム)

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその方らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。

(ウ) 訪問看護事業

疾病や障害のある在宅療養者に対し、看護師・理学療法士等が訪問し、

適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。

(エ) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その人らしい生活を継続できるよう支援している。

(オ) 地域密着型特別介護老人ホーム事業 (寿満ホームかみきざわ)

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。

⑥ 令和元年度決算状況 (平成30年度決算状況)

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
(A) サービス活動収益計	3,636,299,193	3,113,300,339
(B) サービス活動費用計	3,640,517,059	3,297,705,867
(C) サービス活動増減差額 (A) - (B)	△4,217,866	△184,405,528
(D) サービス活動外増減差額	26,238,466	51,515,745
(E) 経常増減差額 (C) + (D)	22,020,600	△132,889,783
(F) 特別増減差額	218,850	117,913
(G) 当期活動増減差額 (E) + (F)	22,239,450	△132,771,870
(H) 前期繰越活動増減差額	1,399,925,028	1,179,891,584
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G) + (H)	1,422,164,478	1,047,119,714
(J) その他の積立金取崩額	6,307,246	395,183,916
(K) その他の積立金積立額	35,980,000	42,378,602
(L) 次期繰越活動増減差額 (I) + (J) - (K)	1,392,491,724	1,399,925,028

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産500万円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金	183,714,383	171,488,480
法人本部運営経費	42,659,562	42,448,430
事業調整事務 事業の連携・調整、効率的かつ効果的なサービス提供のための体制整備経費	61,380,354	60,261,891
障害者就労支援 特別養護老人ホーム(芦花ホーム及び北沢ホーム)における障害者雇用に係る支援経費	66,385,005	58,148,031
デイ・ホーム保守事業 デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費	5,158,973	2,797,618
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援 介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費	8,130,489	7,832,510
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	1,997,171	600,000
区内における介護サービスに従事する人材を確保するための活動に対する助成金	1,997,171	600,000
世田谷区認知症介護サポート事業助成金	208,000	208,000

単位：円

介護保険サービスを提供する事業所等運営する者による介護ロボット及びICT機器の導入を支援するための助成金	208,000	208,000
合計	185,919,554	172,296,480

③ 公の施設の管理

区は、特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホームについて、平成29年度から令和2年度まで、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、合計6億4,394万1,000円となっており、そのうち、今回監査対象とした特別養護老人ホーム芦花ホーム(世田谷区柏谷二丁目23番1号)の指定管理料は2億6,992万3,000円である。

また、特別養護老人ホームの利用については、利用料金制を導入している。令和元年度の特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホームの利用料金収入の合計は6億5,889万5,840円で、そのうち、特別養護老人ホーム芦花ホーム分は3億3,218万8,003円である。

特別養護老人ホーム芦花ホームの令和元年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	269,923,000	人件費	432,125,212
利用料金収入 (介護保険事業収入)	332,188,003	施設維持管理経費	94,467,326
その他の収入	87,329,662	事業費	78,321,963
合計	689,440,665	その他の支出	84,526,164
		合計	689,440,665
		収支差額	0

単位：円

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団における事業運営、補助金及び監査対象とした公の施設である特別養護老人ホーム芦花ホームの管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団においては、人事・給与制度の見直しによる事業取支の改善や資金管理の強化など、安定した事業継続及び経営基盤の強化に向けた取組みが積極的に進められていることを評価する。

令和3年4月からは、現在、同事業団が指定管理者として管理運営する区立の特別養護老人ホームが民間化される。今後は、特別養護老人ホームの設置者として更なる創意工夫を重ねながら、より質の高い施設運営に取り組み、引き続き、区民福祉の向上のため、尽力されたい。

公益財団法人世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月21日  
実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である交流推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月27日、12月9日、11日  
実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である交流推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月9日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

- クス」の発行を行っている。
- ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業  
「世田谷産業プラザ会議室」の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出展支援等を行っている。
- エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業  
多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター(三茶おしごとカフェ)を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。  
また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアアカウンテラー出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。
- オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業(セラ・サービス事業)  
区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい、余暇活動助成、健康維持増進、自己啓発促進、給付に関する様々なサービスを提供している。
- カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業  
世田谷まちなか観光を推進するため、「世田谷まちなか観光交流協会」の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、「三軒茶屋観光案内所」の運営等を行っている。  
また、世田谷おもてなし・交流・参加実行委員会の事務局として東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたプロジェクト事業を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況(平成30年度決算状況)

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	514,814,873	433,311,881
(B) 経常費用計	526,969,268	441,148,020
(C) 当期経常増減額	△12,154,395	△7,836,139
(A) - (B)		

- ① 団体の所在地  
世田谷区太子堂二丁目16番7号
- ② 設立年月日  
平成18年4月1日  
(財団法人勤労者サービス公社の事業を引き継ぎ設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的  
世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業へ支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって、活力ある地域社会の実現に寄与する。
- ④ 組織(令和2年9月30日現在)  
理事会 11人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人)  
監事 2人  
評議員会 11人  
事務局 39人(常勤16人、非常勤9人、臨時等14人)  
事務局長(常務理事兼務) 1人  
産業振興課 21人  
観光課 18人
- ⑤ 主な事業内容  
ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業  
創業者への支援として、創業相談(ワンストップ相談窓口)をはじめ、電子メールによる簡易な相談、創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナー等を行っている。  
また、中小企業の経営を支援するため、融資あっせん・経営相談等を実施するとともに、商店街への顧問的診断士(中小企業診断士)の派遣や商店街の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。  
イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業  
区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介した冊子の発行等を行っている。  
また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミッ

(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	0	0
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△12,154,395	△7,836,139
(H) 一般正味財産期首残高	132,256,132	140,092,271
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	120,101,737	132,256,132
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高 (I) + (K)	620,101,737	632,256,132

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出し入している。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区産業振興公社補助金	506,731,950	364,474,044
中小企業の振興に係る支援に関する事業 創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	33,017,838	27,864,308

単位：円

中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業 ものづくり事業所の紹介、せたがや産業情報紙の発行等	11,410,429	11,410,429
中小企業の振興のための交流の推進に関する事業 産業交流イベント事業、世田谷産業プラザ会議室の運営等	10,372,770	8,051,960
雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業 三軒米屋就労支援センターの運営、就労支援セミナーや相談会の実施等	56,975,657	56,640,276
中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業 「セラ・サービス」の運営	131,177,912	13,498,417
区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業 世田谷まちなか観光の推進、世田谷ブランドの育成等	69,713,900	57,770,410
事業費人件費	127,246,256	127,246,256
事業費事業事務経費	63,085,276	60,869,587
管理費人件費	3,731,912	1,122,401
世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金	8,833,129	8,833,129
合計	515,565,079	373,307,173

3 監査の結果

監査の結果、公益財団法人世田谷区産業振興公社における事業運営、補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、コロナ禍における中小企業者への支援に全力で取り組むためにも、公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営の安定は欠かせない。経費の抑留はもろろんのこと、専門的なノウハウの蓄積などの職員の能力向上に努めるとともに、事業の新たな開拓などの収益改善にも力を尽くされたい。

世田谷区松原六丁目3番5号

② 設立年月日  
 平成18年4月1日  
 (財団法人世田谷区都市整備公社と財団法人せたがやトラスト協会を統合して設立。平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行)

③ 設立目的  
 世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して活き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与する。

④ 組織 (令和2年9月30日現在)  
 理事会 9人 (理事長1人、常務理事1人、理事7人)  
 監事 2人  
 評議員会 10人  
 事務局 56人 (常勤32人、非常勤24人)  
 事務局長 (常務理事兼務) 1人  
 住まいづくり課 18人  
 トラストみどり課 23人  
 地域共生まちづくり課 14人

⑤ 主な事業内容  
 ア 環境保全を図るトラスト運動事業  
 市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデニング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。  
 また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラスト支援者の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。

イ 地域力を育むまちづくり推進事業  
 地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える場づくりの推進、世田谷まちづくりフアワード助成グループなど区内まちづくり活動団体のノウハウや、人材ネットワークなどの情報発信及び交流機

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
 出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に關し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲  
 監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容  
 事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査  
 実施日 令和3年1月15日  
 実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査  
 実施日 令和2年12月2日、11日  
 実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査  
 実施日 令和2年11月13日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要  
 監査の実施により確認した一般財団法人世田谷トラストまちづくりの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

会の提供、まちづくり相談などによる区民主体のまちづくり活動の促進、空き家等地域貢献活動に関する相談業務等を行っている。また、公共施設等を地域の方々とともに様々な様に活用し、まちの魅力を高めていくブレインズメイキング事業を行っている。

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業

区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の実施等による環境学習、人材育成を行っている。また、他団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ピジターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まいづくり事業

せたがやの家の運営を行っている。なお、ファミリー型住宅の運営は令和2年6月で終了した。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。

オ 安全で安心できる公共施設の維持保全事業

公共工事の品質向上や安全性を高めるための講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕やバリアフリー改修業務を受託している。

カ まちづくりに関連した駐車場等の管理運営事業

キャロットパーク、下高井戸公共駐車場及びS T M下高井戸バイクパークを管理運営している。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したS T Kハイツを、貸事務所として管理運営している。また、国分寺崖線散策マップや住民参加の手法をまとめた図書「参加のデザイン道具箱」等啓発グッズの販売を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況(平成30年度決算状況)

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,303,110,895	1,523,153,271
(B) 経常費用計	1,317,880,515	1,550,318,341

単位：円

(C) 当期経常増減額	△14,769,620	△27,165,070
(A) - (B)		
(D) 経常外収益計	7,241,934	1,817,824
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額	7,241,934	1,817,824
(D) - (E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	△7,527,686	△25,347,246
(C) + (F)		
(H) 一般正味財産期首残高	4,185,620,907	4,210,968,153
(G) + (H)		
(I) 一般正味財産期末残高	4,178,093,221	4,185,620,907
(H) - (I)		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	4,678,093,221	4,685,620,907
(I) + (K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出しにしている。基本財産に対する区の出資率は10%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
一般財団法人世田谷トラストまちづくりに対する補助金	200,768,942	159,978,471
管理部門人件費 役員報酬及び管理部門に関わる職員の人件費	63,758,920	31,879,460

単位：円

3 監査の結果

監査の結果、一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおける事業運営、補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、収益性の高い公益目的事業がなく、所掌する設備の減価償却費による影響が大きいとは言え、マイナス収支が続いている。今後は、人件費等の抑制に努めるとともに、民間団体ならではの柔軟な発想で創意工夫を凝らし、補助金やキャロットパートの収入に依存しない自立性の高い経営が行われることを期待する。

管理部門運営事務 管理部門運営に係る事務費	17,822,022	8,911,011
トラストまちづくり事業人件費 トラストまちづくり事業に関わる職員の人件費	119,188,000	119,188,000
一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラストまちづくり事業助成補助金	52,279,189	41,674,983
トラストまちづくり事業の推進に係る事業費	52,279,189	41,674,983
世田谷区市民緑地事業補助金	14,650,884	14,001,588
市民緑地の設置及び管理に係る事業費	14,650,884	14,001,588
世田谷区せたがやの家システム助成金	30,999,356	30,999,356
家賃助成金		
家賃の額と入居者負担額との差額の助成	11,966,100	11,966,100
子育て世帯家賃助成金		
子育て世帯の入居者負担額減額相当分の助成	5,440,000	5,440,000
運営費助成金		
せたがやの家運営に係る附帯事務費	13,593,256	13,593,256
世田谷区せたがやの家システム福祉型住宅助成金	135,275,530	135,275,530
家賃等助成金		
家賃の額と入居者負担額との差額の助成、談話室借上賃料等	124,535,150	124,535,150
運営費助成金		
せたがやの家福祉型運営に係る附帯事務費	10,740,380	10,740,380
合計	433,973,901	381,929,928



株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効果的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和2年11月12日  
 実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

② 事務局による監査

実施日 令和2年10月13日、15日  
 実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年10月15日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地

② 設立年月日

昭和61年4月1日

③ 設立目的

区民健康村施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実等に寄与する。

④ 組織(令和2年9月30日現在)

取締役会 10人(代表取締役2人、取締役8人)  
 監査役 2人  
 営業部長(取締役兼務) 1人  
 管理部長(取締役兼務) 1人  
 営業課 79人(社員27人、嘱託社員6人、パートタイマー46人)  
 管理課 3人(社員2人、パートタイマー1人)

⑤ 主な事業内容

ア 施設運営維持管理事業  
 予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。  
 イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業  
 予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。  
 ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業  
 資料収集・展示業務、受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。  
 エ レストラン運営事業  
 川場田圃プラザ内のレストラン及びビザ工房並びに民家レストラン経営業務を行っている。  
 オ その他事業  
 移動教室運営事業、移動教室給食提供事業、一般提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業(健康村里山自然学

校等)、再生可能エネルギー供給事業等の事業を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況(平成30年度決算状況)  
ア 損益の状況

科目	令和元年度	平成30年度
(A) 売上高	754,811,219	742,362,424
(B) 売上原価	177,024,194	178,267,231
(C) 販売費及び一般管理費	558,071,138	545,802,603
(D) 営業利益	19,715,887	18,292,590
(A)-(B)-(C)		
(E) 営業外収益	812,849	390,371
(F) 営業外費用	75,062	0
(G) 経常利益	20,453,674	18,682,961
(D)+(E)-(F)		
(H) 特別利益	51,909,000	0
(I) 特別損失	51,909,000	0
(J) 税引前当期純利益	20,453,674	18,682,961
(G)+(H)-(I)		
(K) 法人住民税及び事業税	7,450,157	8,709,636
(L) 当期純利益	13,003,517	9,973,325
(J)-(K)		

注:決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。

注:消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動(繰越利益剰余金の状況)

	令和元年度	平成30年度
(A) 当期末残高	170,637,320	160,663,995
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	13,003,517	9,973,325
(D) 当期変動額	13,003,517	9,973,325
(B)+(C)		
(E) 当期末残高	183,640,837	170,637,320
(A)+(D)		

注:決算状況(繰越利益剰余金の状況)は、株主資本等変動計算書による。

注:消費税等の会計処理は、税抜方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、昭和61年4月の株式会社設立に当たり、3,000万円を出資している。

株式会社世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は4,000万円となっており、区の出資比率は75%である。

② 公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレージ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・中野ビレージ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、平成29年度から令和3年度まで、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、合計3億7,801万8,010円となっている。

また、これらの施設については、利用料金制を導入している。令和元年度の利用料金収入は、1億4,018万6,373円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレージ・中野ビレージ)の令和元年度の収支状況

単位:円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	378,018,010	人件費	254,469,015
利用料金収入	140,186,373	施設維持管理経費	123,601,823
		その他経費	137,674,309
合計	518,204,383	合計	515,745,147
		収支差額	2,459,236

3 監査の結果

監査の結果、株式会社世田谷川場ふるさと公社における事業運営及び監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレージ・中野ビレージ)の管理に関する出納その他の事務の執行は、次に掲げる是正又は改善が必要な事項を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

【是正又は改善が必要な事項】

令和元年度の世田谷区民健康村(富士山ビレージ・中野ビレージ)の公の施設の管

理において、基本協定書上の管理物件以外である登山道の整備が行われ、その整備経費について区の指定管理料が充てられていた。安全確保のための対応とは言え、基本協定書で定める管理物件以外の場所での業務の履行は、指定管理者の業務とは言い難い。

公の施設である世田谷区民健康館の管理運営について、区と指定管理者である株式会社世田谷川揚ふるさと公社は、それぞれの役割と責任を明確化し、同公社が適正に業務を遂行できる体制を整備されたい。

公益社団法人世田谷区シルバークラブ人材センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月21日  
実施内容 公益社団法人世田谷区シルバークラブ人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタルサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月27日、12月4日、9日  
実施内容 公益社団法人世田谷区シルバークラブ人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタルサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月27日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区シルバークラブ人材センターの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地  
世田谷区宮坂一丁目24番6号 宮坂区民センター内

② 設立年月日  
昭和53年7月9日  
(世田谷区高齢者事業団(任意団体)として発足。昭和55年12月1日に社団法人シルバー人材センター世田谷区高齢者事業団となり、平成2年7月1日に社団法人世田谷区シルバー人材センターに名称変更。平成23年4月1日に社団法人から公益社団法人へ移行)

③ 設立目的  
社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに資与する。

④ 組織(令和2年9月30日現在)  
理事会 12名(会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事9名)  
監事 2名  
事務局 33名(常勤14名、非常勤3名、臨時16名)  
事務局長(常務理事兼務) 1名  
本部事務局 24名  
烏山支部分室 8名

⑤ 主な事業内容  
ア 臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供(就業は雇用によるものを除く。)区からの各種公共事業や指定管理者に関する業務、民間企業からの各種業務のほか、植木剪定や家事援助サービス、除草等の業務を家庭から受注し、各会員へ就業の機会を提供している。  
また、受注業務の発注量・職種の拡大などを図るため、全理事による発注者への訪問活動を行っている。

イ 高齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施  
入会時研修やマナー研修、区立自転車等駐車場の就業会員全員への挨拶

研修、植木剪定やふすま・障子張りなどの技能研修、家事援助サービス就業会員研修などを実施している。

ウ 社会奉仕活動等を通じた高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業  
会報「シルバーセタがや」の発行やリーフレットの配布、ホームページによる情報発信、区の広報紙への掲載などを通じ、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業のPRや各種教室の受講生募集などを行っている。

⑥ 令和元年度決算状況(平成30年度決算状況) 単位:円

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,474,611,001	1,450,146,603
(B) 経常費用計	1,460,859,888	1,441,607,851
(C) 当期経常増減額 (A)-(B)	13,751,113	8,538,752
(D) 経常外収益計	87,636	54,600
(E) 経常外費用計	1	0
(F) 当期経常外増減額 (D)-(E)	87,635	54,600
(G) 当期一般正味財産増減額 (C)+(F)	13,838,748	8,593,352
(H) 一般正味財産期首残高	91,576,797	82,983,445
(I) 一般正味財産期末残高 (G)+(H)	105,415,545	91,576,797
正味財産期末残高		
(J) 正味財産期末残高	105,415,545	91,576,797

注:決算状況は、正味財産増減計算書による。

注:消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等  
① 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業補助金		
管理運営	37,355,805	26,068,000
管理職員人件費		
事業運営	145,118,013	65,038,350
事業職員人件費、事業費		
合計	182,473,818	91,096,350

② 公の施設の管理

区は、レンタサイクルポート7箇所、自転車等駐車場54箇所について、平成28年度から令和2年度まで、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターを指定管理者として指定している。なお、令和3年度から令和7年度までについても公益社団法人世田谷区シルバー人材センターを指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、レンタサイクルポートについて、自転車維持管理業務として839万3,000円となっている。なお、自転車等駐車場については、指定管理料の支出はなかった。

また、レンタサイクルポート及び自転車等駐車場の管理については、利用料金制を導入している。令和元年度の利用料金収入の合計は6億4,847万7,290円で、そのうち、今回監査対象としたレンタサイクルポート（桜上水南レンタサイクルポート外6箇所）の利用料金収入は4,994万8,800円である。

レンタサイクルポートの令和元年度の収支状況

項目	収入		支出	
	金額	項目	金額	金額
指定管理料 (自転車維持費)	8,393,000	自転車維持経費	8,393,000	
利用料金収入	49,948,800	人件費	33,325,788	
		施設維持管理経費	10,353,767	
		事務費	3,220,214	
		区への納付金	3,049,031	
合計	58,341,800	合計	58,341,800	
		収支差額		0

単位：円

公の施設の所在地

施設名	所在地
桜上水南レンタサイクルポート	世田谷区桜上水四丁目18番13号
三軒茶屋北レンタサイクルポート	世田谷区太子堂二丁目16番1号
三軒茶屋中央レンタサイクルポート	世田谷区三軒茶屋二丁目11番先
成城北第二レンタサイクルポート	世田谷区成城六丁目14番10号
経堂駅前レンタサイクルポート	世田谷区経堂二丁目1番38号先
桜新町レンタサイクルポート	世田谷区桜新町二丁目7番15号
等々力レンタサイクルポート	世田谷区等々力三丁目2番2号

3 監査の結果

監査の結果、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターにおける補助金及び監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターが指定管理者として管理運営しているレンタサイクルポートの日ぎめ利用については、1日に複数回利用することも可能な運用が行われている。世田谷区立レンタサイクルポート条例では日ぎめの利用料金の上限額を1回300円としていることから、必ずしも運用内容が条例の規定には表されていない状況となっている。担当所管部においては、実際の利用形態に合わせた規定の整備を検討されたい。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
区が支出した補助金及び負担金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に關し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、社会福祉法人世田谷ボランティア協会事業助成に及び災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づく災害応急対策活動に係る費用負担を対象に、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容  
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査  
実施日 令和3年1月13日  
実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月8日、16日  
実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月20日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷ボランティア協会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地  
世田谷区下馬二丁目20番14号

② 沿革

昭和56年10月に民間のボランティア活動推進機関（任意団体）として世田谷ボランティア協会が設立され、平成8年10月に社会福祉法人として設立認可された。第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、移動支援事業等を行うほか、ボランティアコーディネート事業、ボランティア学習事業及びせがやがや災害ボランティアセンター事業等、ボランティア・市民活動推進事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

① 補助金  
区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷ボランティア協会 事業助成補助金		
法人運営事業及びボランティア活動 推進事業に係る人件費、運営管理費	98,937,150	83,146,007
合計	98,937,150	83,146,007

単位：円

なお、区は、今回の監査の範囲とは別途に、障害者施設における事業に関する補助金として、介護・訓練等給付事業補助金を、合計5,782万6,745円支出している。

② 負担金

区は、令和元年度に、災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づく災害応急対策活動費用として負担金79万4,172円を支出している。

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人世田谷ボランティア協会に対する補助金及び負担金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、公認会計士による会計調査において、補助事業に係る支出が団体全体の会計に含まれた形で整理され、補助事業として明確に区分・表示されていないため、会計帳簿上、どの支出が補助事業に係るものか容易に確認できない状況であった。団体においては、当該補助事業に係る支出が会計帳簿上も明確になるよ

公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
 区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次とおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月22日  
 実施内容 公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月7日、15日  
 実施内容 公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂一丁目7番 昭和女子大学内

② 沿革

区内私立幼稚園を構成員とする全区的連合組織として、昭和29年4月に設立。昭和54年12月に社団法人の認可を受け、平成24年4月からは公益社団法人に移行した。区から幼児教育振興補助金交付要綱に基づき補助金が交付され、私立幼稚園の運営管理に関する改善指導及び助成、幼児教育及び幼稚園経営に関する調査・研究会・講習会の開催等の事業を行っている。

う、専門家等の助言も得ながら工夫することが望ましい。  
 また、令和元年の台風第19号では、区との災害時におけるボランティア活動等に関する協定に基づき、同協会が運営するせたがや災害ボランティアセンターにおいて、発災直後から現場の状況確認を行い、ボランティアの受け入れや派遣等に対応されたことを評価する。今後は、同協会のボランティア人材の登録システムである「おたがいきまbank」も活用しながら、ボランティアインテニア活動団体の充実を図るとともに、区をはじめ、関係機関や区内のボランティア活動団体との連携を図ることにより、ボランティアの参加や派遣等が、より迅速に、かつ、効率的に行われることを期待する。

(3) 区の財政援助等

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
幼児教育振興補助金		
区内私立幼稚園等の運営費助成	61,200,000	61,200,000
区内私立幼稚園等の事務費助成	10,140,000	10,140,000
区内私立幼稚園等の研修・研究費助成	5,800,000	5,800,000
区内私立幼稚園等の健康増進奨励事業費助成	1,160,000	1,160,000
教職員の資質向上事業	1,997,782	1,880,000
教員上の調査・研究事業	1,129,830	1,035,000
その他(永年勤続教職員表彰)事業	1,375,098	150,000
人件費	6,282,385	3,360,000
合計	89,085,095	84,725,000

単位：円

3 監査の結果

監査の結果、公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われておりと認められた。

なお、本補助金は、公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会を通じて各私立幼稚園等に助成するものと、同協会としての事業に助成するもので構成されている。前者において、担当所管部は、同協会と各幼稚園等との間で交わされる助成金の交付申請と実績報告の内容について、適宜調査を行い必要に応じた助言をされた。また、後者においては、教職員の資質向上事業用として年度末に大量の郵券が購入され、調査日においても相当量の在庫を抱えていた。令和2年度は、コロナ禍のため主権行事を中止したことによる影響等、特殊事情があつたものと推察されるが、担当所管部においては、補助金の予算消化と捉えられないよう、補助金の有効活用について、指導、助言された。

特定非営利活動法人せたがや子育てネット

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲  
監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容  
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査  
実施日 令和3年1月14日  
実施内容 特定非営利活動法人せたがや子育てネット及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査  
実施日 令和2年11月17日、19日  
実施内容 特定非営利活動法人せたがや子育てネット及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要  
監査の実施により確認した特定非営利活動法人せたがや子育てネットの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地  
世田谷区宮坂二丁目21番1号 Nハウス経営

② 沿革  
平成13年11月に任意団体ママパパぶっじが設立され、平成16年1月に特定非営利活動法人せたがや子育てネットとして法人化された。おでかけひろば事業(区内4箇所)、区からの受託による利用者支援事業などを行っている。



また、世田谷区補助金交付規則及び世田谷区おでかけひろば事業運営費補助要綱(平成19年11月1日19世子家第587号)等に違反するおそれもあり、極めて遺憾である。  
 担当所管部においては、世田谷区補助金交付規則等の趣旨を再認識し、適正な事務処理に改善されたい。  
 なお、当該補助金は人件費・運営費に充てられることから、補助事業の実施前に補助金を支払わなければ事業の運営に支障が生じるのであれば、現行の前金払ではなく概算私の方法を検討されたい。

③ おでかけひろばの所在地	名称	所在地
おでかけひろば	ぶりっじ@roka	世田谷区南島山二丁目30番11号
おでかけひろば	まーぶる	UR芦花公園圃地11号棟1階
おでかけひろば	すぶーん	世田谷区瀬田二丁目25番10号
おでかけひろば	おりーぶ	世田谷区深沢二丁目15番3号
おでかけひろば	おりーぶ	世田谷区奥沢二丁目30番19号

(3) 区の財政援助等  
 区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金	31,937,999	32,139,000
おでかけひろば ぶりっじ@roka	10,263,624	9,656,000
おでかけひろば まーぶる	10,136,850	9,656,000
おでかけひろば すぶーん	4,825,452	5,461,000
おでかけひろば おりーぶ	6,712,073	7,366,000
世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金	427,782	427,782
おでかけひろば ぶりっじ@roka	63,031	63,031
おでかけひろば まーぶる	128,215	128,215
おでかけひろば すぶーん	62,293	62,293
おでかけひろば おりーぶ	57,497	57,497
利用者支援事業	116,746	116,746
合計	32,365,781	32,566,782

3 監査の結果  
 監査の結果、特定非営利活動法人せたがや子育てネットに対する補助金に関する出納その他の事務の執行については、次に掲げる是正又は改善が必要な事項が認められた。

【是正又は改善が必要な事項】  
 2箇所のおでかけひろばにおいて、令和元年度の世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金が、翌年度以降の修繕等に備える経費に充てるため当該年度の補助対象経費の額を超えて交付されていた。  
 補助対象経費の額を超えて補助金を交付することは公金の不適切な処理であり、

株式会社共立

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、玉川区民会館別館「上用賀アートホール」(世田谷区上用賀五丁目14番1-102号)の管理運営に係る事業を対象に、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月22日  
実施内容 株式会社共立及び今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月13日、19日  
実施内容 株式会社共立及び今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月19日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社共立の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区代々木五丁目40番13号

② 沿革

昭和25年10月に設立され、劇場、イベント施設、スポーツ施設、スタジオ等の運営業務などを行っている。平成18年4月から玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、玉川区民会館別館「上用賀アートホール」について、平成28年度から令和2年度まで、株式会社共立を指定管理者として指定している。なお、令和3年度から令和5年度までについても、株式会社共立を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、3,475万8,166円である。

玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	34,758,166	人件費	16,900,180
その他の収入	197,252	施設維持管理経費	14,770,522
		事務費	2,858,339
		事業費	307,651
合計	34,955,418	合計	34,836,692
		収支差額	118,726

3 監査の結果

監査の結果、株式会社共立における監査対象とした公の施設である玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の管理に関する出納その他の事務の執行は、次に掲げる是正又は改善が必要な事項を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、当施設は、立地条件として環状八号線に面した集合住宅の中にあるため自立ちにくく、交通の利便性も十分ではないが、音響・照明設備は充実している。施設の魅力を多くの区民に知ってもらい、低迷する利用率が改善されるよう、施設の位置付けを含め、区側の研究と指定管理者による工夫に期待する。

【是正又は改善が必要な事項】

指定管理者における会計経理は適正に行われていたにもかかわらず、指定管理者から担当所管部へ提出された令和元年度事業報告書の収支結果の金額は、指定管理者の出納関係帳簿等を基に、令和元年度事業計画書の収支計画と同じ額が記載され、また、当該報告書については、担当所管部においても、長年にわたり、特に疑義が生じることもなく、容認している状況にあった。

担当所管部においては、指定管理者制度の趣旨を再確認し、同制度を統括する政策経営部と連携しながら、収支報告のあり方の検討に取り組みたい。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
 公の施設が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、ひだまり友遊会館（世田谷区若林四丁目37番8号）の管理運営に係る事業を対象に、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月18日  
 実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設であるひだまり友遊会館の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月10日、25日  
 実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設であるひだまり友遊会館の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月25日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
 調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

理者として、平日の夜間や土曜日、日曜日及び休日においても、多様な利用者を増やすための手腕を発揮されるよう、期待する。

② 沿革

昭和61年11月に設立され、主に給食業務、図書館業務、人材派遣業務、寮・保養所管理業務、管理サービス業務、ビルメンテナンス業務、警備業務などを行っている。

平成27年度からひだまり友遊会館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、高齢者の健康増進等を主な設置目的としているひだまり友遊会館について、平成27年度から令和元年度まで及び令和2年度から令和6年度まで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、4,263万9,910円である。

また、当施設は利用料金を導入しており、令和元年度の利用料金収入は3万8,630円である。

ひだまり友遊会館の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	42,639,910	人件費	22,368,094
利用料金収入	388,630	施設維持管理経費	14,704,745
自主事業収入	3,137,113	事業費	4,040,017
その他の収入	720,950	自主事業経費	3,730,295
		その他の支出	90,000
合計	46,886,603	合計	44,933,151
		収支差額	1,953,452

3 監査の結果

監査の結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社における監査対象とした公の施設であるひだまり友遊会館の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、当施設は、主に高齢者を対象としている施設であることから、平日の日中の利用率は高い。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社には、指定管

◎世田谷区監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第1項及び第5項の規定により実施した令和2年度工事監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月8日

世田谷区監査委員 萩原賢一

同 中根秀樹

同 山口裕久

同 津上仁志

令和2年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

2世監第105号  
令和3年3月31日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区 区長 様

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	中根秀樹
同	山口裕久
同	津上仁志

令和2年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、本監査に当たっては、阿部能登前監査委員は令和2年11月30日まで、中根秀樹監査委員は令和2年12月1日以降関与しました。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

**第1 監査の対象**

令和元年度から令和2年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

1 件名 地先道路築造工事(東北沢駅前広場)

2 施工場所 世田谷区北沢三丁目1番先

**第2 監査対象部**

北沢総合支所及び土木部

**第3 監査の実施方法等**

1 監査委員による監査

令和3年1月29日

監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行った。

2 事務局による監査

令和2年12月22日

工事調査、技術調査報告等による調査、検証及び対象工事の現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。

**第3 技術調査**

令和2年11月6日

工事の技術的な面については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査(書類審査と現場調査)を委託した。

**第4 監査の実施方針**

1 区が発注した工事が適正に行われているかについて技術面や安全面の観点から監査を行った。

2 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行った。

**第5 監査の着眼点**

1 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。

2 設計図書(図面、仕様書)及び積算は、適正かつ合理的、経済的なもの

のなっているか。

3 施工及び施工管理は、適切に行われているか。

4 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

**第6 監査対象工事の概要**

**1 工事目的**

小田急電鉄小田原線(代々木上原駅~梅ヶ丘駅間)連続立体交差事業及び複々線化事業に合わせて、道路と鉄道の交通結節機能の向上、防災機能の強化を図るため、駅前広場の整備を実施する。

また、本施工場所は、東京都木造住宅密集地域整備促進事業における北沢三・四丁目地区に位置しており、地区の防災力の向上を図るために駅前広場の整備と合わせて、防火水槽、かまどベンチ等を整備する。

**2 工事概要**

(1) 契約方法 一般競争入札

(2) 契約相手 株式会社東洋土木

(3) 契約金額 93,500,000円(消費税込み)

なお、車道舗装構造の変更や交通安全施設の増設など工事現場の状況に応じた仕様変更等により、令和3年2月4日付の契約変更で、契約金額が96,516,200円(消費税込み)となった。

(4) 契約日 令和2年6月10日

(5) 工期 令和2年6月10日から令和3年2月12日まで

(6) 主な工事内容

道路延長 81.7m

道路幅員 6.0~31.0m

道路面積 2,118㎡

(7) 工事種別

主な工種	内容	数量
排水施設工	街きよ	166.0m
	街きよ用集水料	14箇所
	歩道止石	20.8m
街築工	分離帯	41.2m
	地先境界ブロック	76.8m
	境石	113.4m
	植樹帯緑石	94.9m
		端部4箇所

半たわみ性舗装 (舗装厚 55cm・仕上厚 55cm)	35 m <sup>2</sup>
透水性舗装 (舗装厚 25cm・仕上厚 25cm)	404 m <sup>2</sup>
アスファルトコンクリート舗装 (舗装厚 60cm・仕上厚 60cm)	100 m <sup>2</sup>
アスファルトコンクリート舗装 (舗装厚 60cm・仕上厚 5cm)	128 m <sup>2</sup>
アスファルトコンクリート舗装 (舗装厚 25cm・仕上厚 10cm)	24 m <sup>2</sup>
透水性インタローロッキングブロック舗装 (舗装厚 18cm・仕上厚 18cm)	657 m <sup>2</sup>
インタローロッキングブロック舗装 (舗装厚 35cm・仕上厚 35cm)	47 m <sup>2</sup>
透水性アスファルト舗装 (舗装厚 14cm・仕上厚 14cm)	177 m <sup>2</sup>
アスファルトコンクリート舗装 (舗装厚 55cm・仕上厚 55cm)	414 m <sup>2</sup>
遮熱材塗布工	360 m <sup>2</sup>
電線共同溝特殊部化粧舗装	8箇所
道路標示白 (黄) 線	一式
防護柵	一式

舗装工

交通安全施設工

- (8) 工事の特徴等
- ① 環境に配慮した整備
    - ・透水性インタローロッキングブロック舗装の整備
    - ・LED街路灯の整備
  - ② 防災に寄与する施設の整備
    - ・かまどベンチ、収納ベンチの整備
  - ③ 歩きやすい道路環境の整備
    - ・歩道のバリアフリー化
    - ・電線共同溝整備 (平成30年度整備)
  - ④ 交通結節点としての整備
    - ・東京都施工の補助第26号線との一体的整備
    - ・バス、鉄道との乗り継ぎの改善

第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査によれば、地先道路築造工事 (東北沢駅前広場) は、「おおむね適正に執行されているものと判断する」とされたが、次のような助言等があった。

1 技術調査における所見

本件工事は、年末年始休暇を越えて2月中旬に竣工期限を迎えるので、厳しい工程管理、新型コロナウイルス感染症防止及びその他の施工管理が極めて重要である。加えて、地球温暖化による気候変動に伴い、通常乾燥期である秋から冬にかけて豪雨も予想されるので、このような状況を想定した施工管理が必要となる。工事担当者は、協力して今後の工事の課題を抽出し、問題点の解決に当たると他、品質や出来形 (注) 計画に適合したものに仕上げられたい。

(注) 出来形とは、工事施工が完了した部分のことをいう。

2 個別所見

(1) 特記仕様書の内容

- ① 「29.工事現場管理」及び「31.工事現場管理」は重複しているので内容を整理して記載されたい。
- ② 令和2年は、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が発せられる等社会的に大変関心が高まっており、まだ終息に至っていない状況である。今後、終息に至るまで、新型コロナウイルス感染症防止のため、工事に当たった際の主な注意事項について喚起を行うこと。

(2) 施工計画書の内容

- ① 施工計画書は、どこで、誰が、いつ、何を、どのようにするのかを明確にして、これを活用するために積極的に伝える必要がある。そのため、読みやすくするためにページをふられたい。
- ② 購入資材管理は重要な施工管理項目であるので、現場組織表には購入資材管理者名を表記するとともに、工程・品質・出来形・写真の各管理に加えて購入資材管理を表記されたい。また、資材が傷つかない取り扱い方法、資材の保存方法等についての注意事項を記載されたい。
- ③ 安全管理の項目の始業時間及び終業時間は当該作業場の就業規則となるので、安全施工サイクルに時間を表記されたい。

(3) 作業日報の内容

毎日実施している作業打合せ結果をどのように安全衛生日誌に記載しているかは、施工と安全衛生・品質を結び付ける重要な項目である。また、作業当日の作業開始前に行う危険予知活動は、全作業員が意識して作業に当たらなければならない目標点は何かを作業員全員で考え実施するものである。作業打合せ会、危険予知活動は実施しているが、所定の用紙に記載していない。しかし、記録を残していないと労働災害や品質問題が発生した際に原因を追究できない状況であるため、請負業者の問題としてのみ考える



のではなく、発注者にとっても重要な項目であるとして、今後の工事に生かされたい。

(4) その他の所見(一般的な留意点)

新型コロナウイルス感染症の拡大が終息するまで、また、一旦終息したあと、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナといわれる時期における社会資本整備を担う者にとっては、地域社会の安全・安心の確保は極めて重要な問題であると考えている。

したがって、このような時期における社会資本整備事業の発注者は、工事における新型コロナウイルス感染症防止について、刻地方針をしっかりと定め社会的責任を果たす必要がある。その方策として、特記仕様書において新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮した施工計画を樹立して作業を行うことについて請負業者に注意喚起を求めるとともに、技術調査の結果を参考にしながらより安全な工

事が発生した際に原因の追究が困難になることから、記録を残すよう助言を受けている。また、技術調査の所見では、新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮した施工計画についても触れられている。このような安全対策については、決して施工業者任せにすることなく、発注者の責任と指導のもとで行うことが重要である。

今後も区が発注する工事の施工に当たっては、区が主体的に施工業者に対する適切な指導を行うなど、発注者としての適切な安全管理に努めるとともに、技術調査の結果における助言を活かしながらより安全な工

2 地域住民との協働について

本件工事の施工場所である東北沢駅周辺は、都市基盤整備が立ち遅れたまま市街化した木造住宅密集市街地であり、区は、快適な居住環境の形成、災害に強い市街地の実現を目標に、道路整備、建築物の不燃化促進、オープンスペースの確保等に取り組んでいる。こうした中、小田急線連続立体交差事業及び複々線化事業を契機とした駅前広場整備構想については、東北沢駅、下北沢駅及び世田谷代田駅の「駅前広場整備構想」策定当初から住民アンケート、住民意見募集、住民参加によるワークショップ、意見交換会など地域住民との協働により本件整備案が検討、設計されてきた。交通、防災機能の面においては、バス、タクシー、送迎の自動車等の乗入れ、災害時の活動や一時的な避難場所ともなる約1,700㎡のロータリーが整備され、防火貯水槽、かまど・取納ベンチが設置されている。環境機能の面においては、車道の遮熱性舗装、歩道部の透水性プロック舗装、また、その配色パターンのにも地域住民と意見交換された内容が盛り込まれている。さらに、地盤イベントにおいて活用が可能な限り地域住民の意見を反映させていることを評価する。

今後も、地域住民と意見交換しながら地域に親しまれる利便性の高い駅前広場づくりを目指すとともに、駅前広場の維持管理面においても地域住民との協働を進められたい。

第8 監査の結果

監査の結果、地先道路築造工事(東北沢駅前広場)については、おおむね適正に行われていると認められた。

第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

1 工事中の工程管理及び安全管理について

駅前広場は、朝夕の通勤・通学者をはじめとする多くの鉄道利用者等が利用する。本件工事では、歩行者用通路が駅前広場内を横断する形で道路の築造工事が施工されることから、工事中の工程管理及び安全管理に留意しなければならぬ。特に安全管理については、工事関係者はもとより鉄道利用者、歩行者、近隣住民などの第三者に対しても事故防止に努めることが重要である。

本件工事現場では、柵等により歩行者用通路を明確に作業区域と分離して工事をしていた。また、当該歩行者用通路に面した2か所と東側部道、西側区道に各々面した所に工事用車両等の出入口を設け、使用しない時間帯は閉鎖され、使用する場合には交通誘導警備員が配置されていた。さらに、当該歩行者用通路の維持管理状態も良好であった。

一方、本件工事現場では、安全対策として危険予知活動が行われている。危険予知活動は、日々の作業開始前に作業に潜む危険性を全員で確認するために重要な行為であるが、この記録が作業日報等に残されていないなかった。この点について、今回の技術調査では、労働災害や品質問

◎世田谷区監査委員告示第7号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和3年4月30日

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	中根秀樹
同	山口裕久
同	津上仁志

令和3年3月26日

世田谷区職員措置請求書

世田谷区監査委員宛 世田谷区長に関する措置請求

1 請求の要旨

- 1) 庁舎建て替えの理由とされている老朽化について、老朽化と判断した根拠を具体的に示してください。
- 2) 防災拠点とは、どのような役割機能を持つものなのか、コロナ収束後の代替案を検討したかどうかも含めて、具体的にお示しください。
- 3) 噴水の解体について、歩行者動線がなぜ必要かなど、すでに解体された噴水の代替施設の検討も含めて、具体的にお示しください。

この請求は、先に提出した令和2年12月7日付け2世監第68号の住民監査請求が、令和3年1月14日付け2世監76号によって、住民監査請求の対象とする財務会計行為が具体的に示されていないこと、また老朽化しているの見解の妥当性に疑問があるなど、請求人の述べる点はいずれも庁舎整備計画の検討が不十分と主張するにすぎず、財務会計上の行為の違法性を具体的に提示していないなどの理由で却下されたものを、重ねて請求するものです。

すなわち、こうした理由による却下は、現行庁舎が建て替えを必要とする事情があらからかたまま継続されようとしている現状を見過ごすことではないものであって、結果、信じがたい非常識、かつ公共性に反する事態を放置することになっているという意味で、とうてい看過できるものではありません。

なお、保坂区長としては、旧設計施工管理者などに相談もせずに、(60年経過だけで)老朽化していると思っているのではありませんか(別紙資料1)。

他方、庁舎整備担当の技術者の側には、老朽化については言及しないという(不思議な)態度があります。

その上で、現行庁舎が防災拠点としては構造的な問題がある、規模も小さいなどとしていますが、防災拠点が、それがどのような機能を担うものかなど、具体的内容は明らかにならず、代替案が計画されたかとか、大きすぎるとの批判に対して、コロナ収束以降の規模縮小の可能性も含めて、検討がされたかどうかとも明らかにしていません。(別紙資料2)

一方、すでに庁舎整備関連の工事として、噴水の解体が進められています。その跡地の計画は、解体時の歩行者動線との説明がされているのみで、区職員の通路なのか、それとも工事関係者の通路なのかも曖昧です。

けれども、庁舎整備関連の工事として始められているのですから、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は明らかになっていて、あらためて特定しなければならぬという理由はなくならないと思料します(別紙資料3)。

2 請求者 住所 東京都世田谷区

3世監第14号 令和3年4月26日

A 様

世田谷区監査委員 萩原 賢一  
 同 根 秀 樹  
 同 山 口 裕 久  
 同 津 上 仁 志

住民監査請求について(通知)

令和3年3月26日付け2世監第116号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項は、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるときに、当該地方公共団体の住民が監査委員に監査を請求できるとするものである。したがって、その対象となる行為は、当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為に限られるものであり、住民監査請求の請求人は、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為を個別の、具体的に示してこれを特定し、当該行為が違法又は不当であるとするとする理由及び事実を具体的に提示しなければならぬとされている。

本件請求において、請求人は、現行庁舎が建て替えを必要とする事情が明らかでないままに継続されようとしている、防災拠点とはどのような機能を担うものかが明らかでない、コロナ収束後の規模縮小の可能性を含めた代替案が検討されていない、解体された噴水の跡地の計画が曖昧である旨などを主張するが、いかなる財務会計上の行為についてそれが違法又は不当であるとして監査を求めるとかを具体的に示して特定していない。

また、請求人は、庁舎整備関連工事として噴水の解体工事が進められているとの事実を指摘するが、解体された噴水の跡地の計画が曖昧であると主張するに留まり、同工事が違法又は不当であるとするとする理由及び事実を具体的に提示していない。

よって、本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を欠くものであり、却下が相当である。

A  
氏名 A

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。氏名の前は自署である。